

1. 議事日程

〔平成22年第2回安芸高田市議会6月定例会第5日目〕

平成22年 6月15日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開議

- 藤井議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員は19名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番
前重昌敬君及び2番 石飛慶久君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
15番 金行哲昭君。

- 金行議員 おはようございます。金行哲昭でございます。政友会でございます。  
昨日は、ワールドカップで日本が1勝しましてよかったです。「はやぶさ」という何か帰ってきましたね。3年おくれか2年おくれで「はやぶさ」いうのが、石をとったか、とらんか、わからないまま帰ってきました、喜ばしいこともあるんですが、宮崎のきのうも同僚が言ったように口蹄疫が大変ですよ。我が市には来にやええって言っちゃいけません、来にやいいですよ。と思ひまして、私も質問させていただきます。  
私、1問目は、公共事業に係る下請業者保護、特に安芸高田市企業について、市長に質問させていただきます。

発注には発注者と受注者があって、この中には請負代金の内訳書及び工程表等々を出すという規定があると思うんですが、その請負代金の内訳書等々、また工程表等ということは、安芸高田市ではどのようになつるか、まず1点、市長にお聞きします。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

- 浜田市長 おはようございます。ただいまの金行議員の御質問にお答えをしたいと思います。

請負代金の内訳書は、建築工事の場合、契約金額が5億円以上、その他の工事は契約金額が2,000万円以上または工期が3カ月以上の場合には提出をすることとなっております。また、工程表は、契約金額が130万円以上の場合には提出が必要となっております。いずれも契約の適正な履行を確保するための契約図書として掲げておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
15番 金行哲昭君。

- 金 行 議 員 請負代金内訳書、工事内容は適切に5億円以上、2,000万以下の場合とか、それから工程表は130万円以上というのは受注者が適切に出しておられるということです。それは、その中で適切に職員が処理していることを私自身は聞いております。
- これは、私がこの質問ではなし、我が市の業者、同僚議員もいつも我が市の受注等で、非常に大きな建設工事は大手がどうしても技術的なもん等々で請け負うようになって、そのまた下請ですよ、そこらの我が市の大手が受けて、そこの元請から我が市の地元の下請等との指導というのは、そういう指導とか、それに対しての導きというんですか、そういうのはあるんですか、それをお聞きします。
- 藤 井 議 長 答弁を求めます。
- 市長 浜田一義君。
- 浜 田 市 長 我が市に係る工事につきましては、いかなる工事であろうともとした業者の方に、これはお願いですけど、できるだけ市内の業者を使うようにという指導をしております。ただ、絶対使えということじゃないんで、御理解は賜りたいと思います。これはほとんど下請の工事についてこういう手法をとっています。
- 藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。
- 15番 金行哲昭君。
- 金 行 議 員 手法をとっておられる、これは文書でとるんですか、口頭ですか。ただ、受注者に対して、我が市、安芸高田市の業者をなるべく使ってくれよというぐらいのもんですか、それとも文書等々で指導いうのはあるんですか、それをお聞きします。
- 藤 井 議 長 答弁を求めます。
- 市長 浜田一義君。
- 浜 田 市 長 ですから、口頭の指示であります。
- 藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。
- 15番 金行哲昭君。
- 金 行 議 員 口頭ということは、余り市長が言われたように、絶対ということはないんじゃないが、我が市の企業体制を守ろう思うたら、やっぱり文書ぐらいは必要じゃないかと思うんですが、我が市独自のそういうものはできないんですか。
- 藤 井 議 長 答弁を求めます。
- 市長 浜田一義君。
- 浜 田 市 長 県内ではそういう事例は聞いておりません。だけど、意味が違うかもわかりませんが、市内の業者を保護するということは大切なことあります。
- 先ほど書類を出すとかというのは、非常に業者として守らん、守らなくてはいけない最低限のことはしっかり守ってもらわないと、我々のほうも工程とか、わからないとこういう監督もできませんので、守ってもらっていただきたいと思います。

ただ、こういう不景気なときでございます。工事の受注機会が少ないということの思いでの質問だと思いますので、そういうことにつきましては、工事の分割とか、それとかJV、例えばこのA社とB社が組んで、きちっと力の体質の強い業者になってもらうとか、こういう行政指導もこれからは大事じゃないかと思っております。

ただ、分割といっても、例えば手に合わんような工事してるんです。通常考えたら、金額が大きいばかりで、これ穴掘ったらいくんだというような話は分割でもいけるようなこともあるんで、こういうことは職員と、一体となって市内業者の保護のための工夫は必要じゃないかと考えております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 先ほど市長のほうから口頭でということがございましたが、それにあわせて、工事請負の契約時には、特約事項というものもあわせて契約図書に入れまして、その中には工事の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、極力、安芸高田市内に主たる本店、営業所を有する業者に発注するものとするというふうに、市内業者を優先するように契約事項の図書の中に明記をしております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今、市長のほかに、兼ねて部長が特約事項には文書等でやっておるいうことを言っておられましたので、私も何ぼか安心したいうか、したんで、これは工事の下請もそうですが、市内購入等々もそういう指導をですね、工事の資材等々の購入、そういうのも御指導されておるんですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 当然、調達できるものはそういう指導をしています。ただ、価格がべらぼうに違うものについてはその調整要りますんで、そこまでの強制はしておりません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 価格、5円だよそで買えるもの、10円とかいう場合だったら、我々議員としてもやっぱり何で高いとこの10円と思いますよね。それは理解しています。なるべく1円、2円とか考えてもらいたいということでございます。

それと、一緒の関連の②の地域経済振興雇用促進のためのガイドライン等々あるのかないのか、今も含めとんですが、地元企業優先を図るために、受注者に対して安芸高田市のガイドラインが決められとるんですか、これ1点お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ガイドラインというものはございませんけど、選定業者に対しては、安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱を定めて、市内業者で施工が可能なものは、市内業者の中から選定をしておるのが現状でございます。可能な限り市内の雇用促進に配慮しているのとらえておりますので、御理解賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 景気もよくならんし、地元もワールドカップでは日本1勝しましたが、安芸高田市も1勝も2勝もするように、地元経済を発展して我が安芸高田市を豊かにするように、私たち議員もですが市長部局もそのように考えていかなきゃならないと思います。

質問は次に移らせてもらいます。2問目の戸別補償の補助についてですが、戸別所得補償制度の導入の目的、背景等々が新聞等々出ておるんですが、そこらを市長、どのように思われているのか、この対してのメリットというんですかね、そこらをお聞きします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 大きな目的は、後から議員さんが質問されます自給率の向上ということが国においてもあるんだと思いますけど、それはまたそのときにもお話ししたいと思います。

平成21年の12月22日、農林水産大臣は、農業、農村は、農業者の減少、高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。まず、食糧自給力の向上を図るとともに、農業と地域を共生させ、農山漁村に暮らす人々が、将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境づくりを上げていくことが、この戸別所得補償制度の目的であると考えております。私もそういうふうに理解しております。農政の大転換の第一歩となるものだと思っています。

御承知いただきますように、農業農村は、温暖化の防止や土砂災害の防止、美しい景観の保全や伝統文化の伝承など、いわゆる多面的機能を有しているところでございます。しかし、担い手の減少や高齢化などで安心して生活できる基盤が弱まっております。

本市の農業を継続できる、持続できる環境を整える意味でも、この事業の有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 戸別補償制度は、これは民主党はそういうことにやったということでしょうが、これは戸別補償制度で、今2問目に聞く水田利用自給力の向上、この戸別補償のものは、米の戸別補償モデル事業がもとじゃと思うんですけど、これは主体はやっぱり、初めは農協推進協議会、JAひろしまとの調査がございまして、そこらの調査と、主体はやっぱり行政じゃ思う

んですけど、そこらはどういうことになっておるんですか、それをお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ後から述べるスケジュールにも影響してくるんですけど、現在は支払いを国が直接担っております。それで、私も早く支払うことを今指示しております。多分、口座は農協が多いんでしょから、その辺との連携をとって、できるだけ県内に早く、ただ困るのが安芸高田市じゃなしに国のほうが直接農家に払うというシステムになっていますので、非常に我々行政、安芸高田市として判断するには、ちょっとまどろっこしい要望型になってくるんで、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 これは国の政策ですから、国からということと思います。これはいろいろな、もう既に担当課の人は知っておられるように、非常に販売用としての10アール当たりまでを置いて、それ以上でなければ補助金出んとかいうのございます。そこらがまだ御理解をされていない農家もいらっしゃいます。それでまた、法人に貸したとか、内々で貸しているところはどうかということも、そこらで私一番懸念するのは、これによってつまらない細かい争いにですね、それがないようにね、これは農協、担当課は非常に神経を持ってやっていかねば、このことが国にしても、県にしても、市にしても、JA、農家、また市民を豊かにしようということがマイナスになっちゃいけないとも思うんですけど、スケジュールを一番最後に聞きますが、そこらでスケジュールのところでやっぱりうまいしこまいしこいうんですか、御理解をしていかにやいけないと思うんですけど、スケジュールのところでいいんですが、その点は市長並びに担当課は考えておられるか、お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 質問の答えがちょっとこうなっているんですけど、これは括弧入れてください。

今、先ほど国の事業と言ったんですけど、現地確認とかというのは我が町のほうでしていく。これをいかに早くするかということと、口座振り込みの受け皿を早く進めるのが、早くこれを実施する近道になると思います。

具体的には、7月と8月に現地確認と、来年の1月から3月に交付金を個人の口座へ入れるとなっているんですけど、その間の作業をやっばし我々も協力して、できるだけ早く市民の方々に今の口座振り込みできるように周知をしてまいりたいと、かように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 補充、処理等が必要でございますので、そこらは農家に対しての担当課はちゃんと行ってもらうように、我々もそのように指導いうんですか、気をつけていきます。

2問目でございますが、戸別補償にはやっぱり米の戸別補償と水田利活用自給力向上事業が、これが市長言われたように主なものでございます。その水田利活用自給力ということは、どのようなことで、どのような農家に対しての指導、数値入れるのか、お聞きします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 我が国の食糧の自給率は、カロリーベースで41%と先進国の中では極めて低く、食糧の大部分を輸入に頼っているのが現状でございます。このたびの戸別補償も、ある意味では大きな日本の大事な食糧の自給率を高めるといふことだと思っております。現在、自給率41%を10年後に50%に上げるという政府の方針だと思っております。

自給力の向上を図るために水田を有効活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を促すために、シンプルでわかりやすい助成体制がこの事業のねらいだと思っております。

生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うこととされておるのがこの事業でございます。このほかにも多品目化によって産直市等の市民所得の向上も我々は期待しております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 まさしく我が日本50%の自給率を上げていかにやいけないということで、これは我が市も農家、農業をかけ離しては考えられない市でございますし、市長も農に対しては非常に神経深く行政をやっておられると思うんですが、なお一層やってもらうことと信じております。

これは市長ですか、担当課ですか、この水田利活用自給力向上事業に対して、我が市のほう、いろいろ出ておりますが、どのぐらいの自給率に対しての目標いうんですか、その辺は、この前、出たばかりだから考えておられないかもわかりませんが、そこらを担当課としてはどう考えておるか、お聞きしたいと思っております。それは市長が聞いておれば市長に答えてもらえばよろしいです。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫。

○大野産業振興部長 水田利活用自給力向上事業の加入しておられる方、また、それでどういったものを作付をされて、それがどのような形になっておるのかというのを現在取りまとめをしているところでございます。

既に22年の水稻生産計画書、いわゆる水稻共済の細目書が提出をされております。これで見ますと、水田利活用自給力向上の対象者が、概算ですけれども3,092戸が該当になるのではなかろうかと考えております



その中には、先ほど市長が答弁しましたように、麦、大豆、飼料作物、そば、それから市が推薦をしております野菜等の作付を計画をされているところです。

最終的にこの集計をして、昨年度との集計との中で、この向上に上がってくる率を求めていきたいというふうに考えております。ただ、概算で戸数等は今出ているところでございますが、来週21日から再度、水田農業推進班長会議を持っておりますので、そういったものを集計をして出していきたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 戸別補償、子ども手当にしてもですが、農家の人にしても住民にしても、よき悪きは別にして、やるいうもんはもらいたいもんです、と思います、私もそうです。

それによって、すぐ出るいう気、この前ちらっと聞いたら、もう8月には出るかいう気になっていらっしゃる方もおられるようで、この戸別補償の現場のスケジュールはどうなっておるんですか、それをお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 スケジュールについて申し上げます。

先ほども一部お話をいたしましたけど、4月下旬に制度の説明を農業推進班長さんに行くこととしております。現在それぞれの制度加入者を6月末までに提出していただくようお願いをしているところでございます。7月、8月に現地確認を行い、その結果を農政事務所へ報告をして、各農家に農政事務所から交付申請書が配布される予定でございます。各農業者は、内容を確認の上、農政事務所に提出をすれば、来年の1月から3月の間に交付金が個人の指定口座に振り込みがなされるスケジュールと現在なっております。

いずれにいたしましても、初めての制度でございますので、農業者の皆様方に御理解をいただくためにはまだまだ不十分な点があるかと存じますが、関係機関と十分連携を保ちまして、この制度の浸透に努力してまいりたいと考えております。

議員御指摘のように、できるだけ早く市民の方々に支払うというのは、私も同じ考えでございます。農政局の管轄でございますけど、農政局からの直接支払いとなるんでございますが、できるだけ県内でも早くなるように農政局と調整して事業をしてまいりたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 モデル事業、お金が出る、国が出します。国が出す、私も出します。我々の税金でございます。市長並びに担当課、この効果いうものはやっぱり必要だと思うんですよね、効果いうものは。出すばっかりじゃいけ

ないと思う。そこらの効果のことはどのように考えておられますか、いや、まだやったばかりだしただけん考えておらんって言われるかもしれませんが、その点お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ効果等、これからもしっかりと細部にわたって進めていきますけど、生産拡大を促す対策ということになってますんで、生産する意欲が出るように、我々もこれからも気合いかけていかないかんと思っていますし、それから水田の経営安定を図るために、恒常的に赤字になっている米に対してこれで補てんするわけですが、合わせて1本とるじゃないですけど、これプラスの、先ほど多品目のこと言いましたけど、農協とか産直市で連携をとって、このことも考えていきたいと。

この間も、先般も担当部長とは協議したんですけど、このたび学校給食の問題がございます。このことは安芸高田市にとって産地化するという大きな意味があります。どっちかとすれば勝手につくるんじゃないしに、ある程度、産地を決めてつくるということは、これからの後継者にもつながってくると思うんで、これらとあわせて、やっぱしできりゃ後継者がやってみたいと思うように、産地化を踏まえた今の直接補償につながっていけばいいんじゃないかと思っています。

政府もこの辺は、ちょっと具体的な施策についてはこの後からも出てくると思いますが、多分私の考えとると大差ないと思ってます。要するに、農家の方々が現在ではちょっとやれんと、だけどころいう味つけをすることによって、ちょっと明かりの見える農業になったんじゃないかと言えるように我々も応援をしていきたいと思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 戸別補償については、安芸高田市は農業から離してはどうしてもいけない地域でございますので、これを踏み台としてますます農家、安芸高田市の発展を願いまして、また我々も一生懸命努力することを誓いまして質問終わります。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 2番 石飛慶久、無所属。通告どおり、安芸高田市の林業振興対策についてお伺いいたします。

安芸高田市の林業対策として、分収造林や市所有林の整備並びに民有林整備の推進として森林整備地域活動支援事業などにより、森林の有する多面的な機能が十分発揮できるように森林の計画的な整備に努められており、平成19年度より5カ年間、ひろしまの森づくり事業を活用し、里山林整備や環境貢献林整備、間伐材利用対策事業などに積極的に取り組まれていることと存じ上げます。

また、本年度は新規事業、森林整備加速化・林業再生事業、京都議定書の森林吸収目標達成のため、間伐などの森林整備の実施と取り組まれておられますが、林業振興対策のうち造林業について伺うものでございます。

1、対象面積の整備の進捗状況はいかがでしょう。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの石飛議員の御質問にお答えをしたいと思います。

我が安芸高田市、非常に森林とかの市場多いまちでございまして、先ほど同僚議員もおっしゃいましたけど、これを切り離してはこのまちの市政は考えられないということは私も承知しております。

安芸高田市、今、全体に4万2,500ヘクタールの山林がございまして。このうち、今回対象の人工林につきましては約4分の1の1万500あります。この山について杉とかヒノキを今植えておるところです。この人工林面積約1万ヘクタールでございまして、平成10年度から、このうちの約27%に当たる2,756ヘクタールの間伐を今現在実施をしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 先ほどの進捗状況ですが、間伐が2,756ヘクタールやられたと。どちらかというと雑駁な数字かなと思われるんですが、面積別とか樹種別、層林別、樹齢別、適正伐採期齢別、もしくは樹勢率別のデータはございませんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 間伐の実績でございまして、平成10年から20年までのデータを持ち合わせております。今、新植はやっておりませんが、間伐が主でございまして、その間伐の中で一般個人所有の方の山が2,259.23ヘクタールでございまして、安芸高田市有林、それから安芸高田市と分収林を結んだ面積が合計で497.12ヘクタール、合わせて2,756.35ヘクタールでございまして、平成10年から分け方としてはこういう分け方をしておりますが、間伐は後の質問でも出ますように、かなり伐期を遅くして間伐をしてきているところでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 個人、もしくは市有林という、またくりなんですが、個人の山にしましても、現在も環境問題、災害問題にしても、個人の持ち山だからといって、市がほっとくような状況じゃないと思います。また、あわせて林業の市が積極的に運営管理をしているかどうかというところで、データの整備整頓というものが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今御指摘の天然林につきましては、今で約2万7,800ございますけど、非常にこれ、山の所有権がしっかりなくて、山の中になかなか入れないのが現状でございます。国調も一生懸命やっておりますけど、なかなか筆界未定ということになって、なかなか事業が進まないというような現状でございます。

このことはほっとくわけにはいかないんで、こういう今度工夫をして、例えば民地の方の、地域の方々の登記がきれなくても、使用者の承諾を得れば山の作業ができるとか、こういうような手法を今模索をしているところでございます。

いずれにいたしましても、勝手に参って、おまえ、どうしてよその山に入ってきたんかということになるんで、公有所有権の境界がしっかりしないというのが、この事業を阻んで一つの方向でございます。これ安芸高田市だけではございませんで、広島県、日本全国こういう状況が続いておる、これは確かでございます。

それで、今、当面はこの人工林、天然林もでございますが、人工林対策をせつかく木を植えた、資源を植えたありますんで、このことを有効活用することからスタートしようということで、今、人工林の対策について、県、国とも力をそそいでいるのが現状でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 安芸高田市のホームページでも、地籍調査など要望ありませんかと、産業振興部の農林水産課より提示されておりますし、また、農道、林道にしましても、管理を各支所のすぐやる課、並びに産業振興部農林水産課でも市民のほうに訴えられているという状況で、そういった地籍調査とかいうことは、本当に時間もかかりますし労力もかかると思うんですが、現在、土地の個人の私有物という考えにとらわれずに、できるところからやっていただければと思います。

先ほど人工林について、前向きに国、県及び市によって推進されるということですが、当年度または過年度の枝打ち、または間伐の対象の決定ですね、どのように決められていますか。森林組合または事業所に任せっきりでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 これは後からの質問でも出てきますけれども、先ほど国土調査の話もしていただきました。今までは所有者から要望が出て、その箇所を施業するというので、そこ行くまでには個人の山を通らなければいけないというところの中で、出すまでにどうしてもコストがかかってきた。そんな中から、新たに低コスト林業団地の今年度予算の議決をいただいておりますが、これをするというので、団地をまとめて100ヘクタールの中で人工林率が3分の1以上あるところを一団地にして、長期施業委託

契約を結んで、その団地の中の同意をいただいて、作業路をつけて搬出をすると、いわゆる低コストで搬出ができるということで、木材が自由化になって材が上がらない中で、じゃあどのようにしてコストを下げるかということで、この低コスト林業団地の整備事業をスタートしてきたところでございます。

安芸高田市には、この林業団地が23団地設定をされているところでございます。この団地の設定の中から、長期施業受託契約が締結をされた中で、森林組合とこの団地との協議の中で整備を進めてきているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 計画を持って作業を進められるということで、大変いいことだとは思いますが、100ヘクタールという大きなものというものは個人の私有物には多分ないとは思いますが、あったとしても数が少ないと思います。かなり個人の人工林も各所に点在していると思いますし、また、近年、本日も梅雨に入り、いつときバケツを移すような大雨が降りました。いつ何どき土砂災害ということが起こるかもわかりませんので、ぜひ23団地を中心とした林業計画を推進するばかりではなく、土砂災害、災害のために対する対応という形で、ハザードマップにも示されておりますように危険地域もあります。そういったところを踏まえながらの整備計画も必要じゃないかと思えます。

また、吉田町の柳原地域のほうですが、百楽荘のあたり、あの辺も土砂災害の危険地域ということになっておりますし、また、市道には雑木が市道に覆いかぶさりうっそうとしております。高校生の通学路でもあり危険であるという、そういう環境整備、市民重視といった観点からでも事業の推進を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 我々行政の気持ち、議員さんの気持ちと全く同じでございまして、公有林業の事業はしっかり進めていきたいと。ただ、その支障となっている、やっぱし境界とか、こういうものが今大きなネックになっておりますので、この課題についても皆さんの協力を願っていかないけんと思っています。

それから、今お伺いしました、いわゆる管理区間の倒木とか、それから危険地域の崩壊とかを調査いたしまして、危険の高いもんから整備はしていきたいと思っております。

ほいで、先ほど100ヘクタールと出ましたけど、国のほうにその緩和措置についてはちょっと今要望しております。もっと、それしたらないじゃないかと。というのが、先般、そのうち林業が抜けとることがあるんですよ。安芸高田は、これちょっと余談になりますけど、松林が多いんですよ。松を非常に大事にしたことがあって、松を除いてから、だか

らよその町と比べれば非常に今の低コスト林業団地はちょっと少ないんですね、いわば。だけ、この間一つ提案したのは、松林も入れてくれやということを今お願いをしております。安芸高田市の松というのは、過去においては非常に大きな森林材だったということを今聞いております。

これがスタートしたために、今、どっちかというヒノキとか杉とかを大切にしているために、安芸高田市の低林業コスト団地はちょっと少なくなっているんで、ここへ松も対象にしたらどうかという提案もしておるところでございます。余談でございました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 土砂災害対策エリアも市内各所に点在してますし、保水性を高め、安心・安全の安芸高田市、市民に優しい森林整備をしていただくとともに、安芸高田市の財産の蓄積と快適な住環境の整備を設けようとした種別、樹種、面積別、適正伐採齢とか樹勢別とか、そういった森林管理目的とした植林地の十分な把握のデータの整備のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。2、間伐材利用対策事業の取り組みはをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 間伐材利用対策事業の取り組みということでございますけど、広島県の事業でもありますひろしまの森づくり事業で取り組みを今まで行ってきております。具体的には、安芸高田市少年自然の家の輝ら里へ間伐材を利用したいすなどを導入をしております。

また、先般のお話でございますけど、サンフレッチェの吉田サッカー公園において、観覧席とか、そういうものにも間伐材を使うたらどうかという今検討もしているところでございます。

いずれにいたしましても、材の有効活用ということは、今後の森林業の発展につながりますんで、しっかりこれからも考えていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 多分恐らく市で発注して、市で受注するという形のものになってしまうということで、市場には間伐材が流用はされてないよということだと思わんですが、実際、現実には安芸高田市内にも製材所は過去にはたくさんあったと思うんですが、現在には本当に数えるしかなく、製材所の機能、もしくはチップス製材とか、形や業態を変えて点在しているかと思わいます。ですが、できれば間伐材を利用する方向性が市の森林振興に対しても必要じゃないかと思わいます。

そこで、現在、世界的なレベル、国レベルで持続可能な森林経営を支援する目的の森林認証、F S CまたはS G E Cをするということが今推

進されております。国内は森林認証を取得してる面積が106万ヘクタール、国内人工林対象面積、国内では1,032万ヘクタールで約1%が取得されているそうですが、我が安芸高田市では森林認証をとられてる対象森林はございますでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

現在のところ、そういうMS等の認証行為は安芸高田市にはございません。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員

間伐材を利用するということに対しては、ある種、ブランドとか認証というシステムを取り入れないと、非常に今は難しい時代になっているかと思えます。できれば市の分収林だけでも積極的にかかわって、認証をとっていく方向を推進されてはいかがかなと思えます。

また、続いて、特定非営利活動法人貴船というところがあるんですが、そこでは自立作業としてヒノキ人工林地を利用して、ナメタケとかシイタケの栽培もされております。これでも間伐林地の有効利用ということにもなっていますし、自立支援という一つの方向にもなり、この間伐材利用には大いなる参考になる事例じゃないかと思えます。

また、森林の認証システムについて、例えば私の発想で極論ではございますが、間伐材にブランドをつけて販売するとしましては、山の近くに神社があれば神社の御利益のある間伐材、製品としての販売をしてはおもしろいのではないだろうか。例えば常磐神社、巖島神社、清神社、西尾山八幡神社、琴比良神社、中野山神社、宍戸神社、この御利益のある間伐材、製材、製品としての販売、または一括として安芸高田市の山の神の恵みブランドですね。または今、市長が推進されています神楽グッズの作成。今、商工会のほうでも根付とかいうのをやっていますが、手づくりの木製の根付、または携帯ストラップなどなど、発想していけば実験的にはできるかと思えます。それを官民一体で、産官学で間伐材の利用を大いに協議する必要があるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

大変貴重な御提言ありがとうございます。これ全部やるにしても皆さんの大事な予算を使っていくわけですから、やっぱり採算性がとれるかとれんかという大きなチェックもかけていかないけんと思えます。御提案、いろんなとこ貴船ハウスとか、そういうようなお寺さんの利用とか、それから認証について、いろんなことを課題として受けとめて、これからの実現できるものについては実現できるよう検討してまいりたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石 飛 議 員 本当に間伐材の利用ということは非常に難しい、市場も冷え切っているということで大変な努力が要ると思います。もしもうかってれば、もう商工のみで走ってる状況であります、そういった状況ではありませんので、できれば産官学で商工を強くし、農も強くし、林も強くしと、地元のすべての経済を誘導していただきますように、厳しい時代ですぐに効くという特効薬はございませんが、懲りずに引き続き林業の振興のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に参ります。3、今後の課題として林業の採算性の悪化に伴う経営の先行き、不透明感が拡大している中、造林業の伐採適齢期サイクルを80年と見て、安芸高田市としての造林業の経営計画はございますでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 御承知のように木材の価格の低迷が続いており、これまで45年から50年で伐採を主伐としていたものを、近年は75年から80年伐期に変更しております。期間到達までは間伐を主体とする体制に移行しております。

今後におきましても、県が定めております低コスト林業団地、つまり杉、ヒノキ、人工林等を100ヘクタール以上集積した団地、長期施業委託契約が締結された団地、林業生産性の低コストが見込める団地を中心に、国、県の指導のもと、関係機関と連携し林業振興に努めてまいりたいと考えております。

実は今、間伐材の利用ということで、間伐材をのりで接着をして柱をつくるという技術が今盛んに行われております。このことはこの近辺では大朝へ団地がつくっておられます。いろんなことを今、議員も提案されたんですけど、県の方向とすれば、ここの団地を使うというような指示をしております。そこへ団地して生産性が上がるためには、低コストで搬出ができて、運搬も楽にできるということが必要だという御指導も受けたところでございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石 飛 議 員 集成材とかバイオチップスとか、安芸高田市の周辺にはいろいろともう森林に対する前向きな姿勢が見えてきとると思います。その各隣地との連携をとりながらの間伐材の利用、低森林計画というのも必要だと思います。

またあわせて、昨日の答弁の中にもありました過疎地域の未来創造支援事業の活用について、私のほうから提案なんですが、この事業の実施要件として、産業として自立できる農林水産業の構造展開を基本としたものであることを前提とし、ここからちょっと私のあれですが、次の3点の要件を満たすと。1、林業を市と地域が一体となった森林整備管理により、市道など通学路に面した雑木の整備、民家、農耕地に隣接した



里山の整備、里山の整備による安全な通学路の確保、並びに鳥獣被害拡大の軽減、人工林の長期的計画による経営で雇用の場の確保、資産の蓄積。第2の要件としまして、市に点存する観光資源の魅力は存在価値を引き出し十分に活用する。3番目の要点としまして、地域内生産額や若年人口の増加など、持続可能な地域の形成を図ると。以上のような適用要件に適し、過疎地域の未来創造支援事業を林業振興対策に適用できると思いますが、市長のお考え、評価はいかがでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

当然この事業の鋭意推進に当たっては、先ほど申されました農林を主体にしていかなないと採択も不可能になってくると思います。こういうものにあわせて、今の神楽等のものをあわせていくんだというのが基本的な考えでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員

森林業、森林の振興というのは本当に大変だと思いますし、この安芸高田市の運営も大変だと思います。また、神楽も舞いながら観光、いろんな経済をどういうふうにやっていくかという大変な時代かと思います。

今日の成熟、熟成の社会で県、国に依存する、そんなナショナルミニマム、国が保障する最低限の公共サービスの水準の恩恵を弊害とする意見もございます。と言いつつ、我が市も自主財源が潤沢ではございません。国、県に頼りつつ、そして我が市の生きる道を着実に歩んでいかなければいけないと思います。

できましたら、過疎地域の未来創造支援事業を利用し、中山間地域の財産である森林を蓄積して、雇用の場、災害に対する保水、治水、環境整備、住環境の整備、鳥獣害被害の対策などというふうに絡んでいきますので、できる限り中山間地域の自治体の可能性に引き続き挑戦していただくことを要望いたしまして、私、森林振興対策についての質問を終わりにしたいと思います。

○藤井議長

以上で石飛慶久君の質問を終わります。

この際、11時20分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時03分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員

14番、あきの会の青原でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

私は、道路整備に係る福祉政策についてをお伺いをいたします。

本市において、高齢化が日々進んでいるところで、高齢者の健康増進のための散歩道とか、あるいは老人、障がい者等々の電動車が通る道、本市内の道路の路面状態は非常に悪いと思います。年々、高齢者の交通事故等が多発しており、安心して生活できるための施策が必要不可欠と思いますが、今後の対策について伺うものでございます。よろしく願いします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの青原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

道路整備に係る今後の施策についてでございます。

議員御指摘のように、本市の高齢化率は5月末現在で33.55%と年々高くなっているのが状況でございます。

このように本格的な高齢社会に移行いたしますと、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題であると認識をしておるところでございます。高齢者が安全にかつ安心して外出、移動できることは、生活の支え、自立を支援し、社会参加を促進するなど、高齢者の生活の質を高めるために不可欠な要素であると思っております。

そのためには、高齢者が利用しやすいようなバリアフリーな道路交通環境を形成していかなければならないと考えております。

本市では、延長約801キロメートルの市道を維持管理しておりますが、高齢者を初めとした市民の皆様方に安心して利用していただくために、道路の陥没や穴等の損傷箇所は速やかに補修することはもちろんこと、安心安全パトロール事業の実施にあわせて、パトロール中に損傷箇所を発見しましたら、直営による簡易補修や緊急連絡による早期処置に努めているところでございますが、引き続き、だれにも優しい道路施設の整備を図ってまいりたいと考えております。

議員御指摘の路面状態の悪い箇所につきましては、オーバーレイ等により改善を図ってまいりたいと思います。

また、本市内には市道のほかに国道、県道等がございますが、現在、国道54号の八千代下根地区並びに佐々井地区の2カ所で自歩道の設置工事が進められております。

今後におきましても、国、県等関係機関と相互に連携を図りながら、各種の交通安全対策を総合的に推進するとともに、高齢者その他の世代が相互理解と思いやりを持って行動する共生の交通社会をつくっていくことが必要であると考えております。

なお、高齢者に係る交通事故の多発についての御指摘でございますが、市内における交通事故の件数は、全体的には減少傾向にあります。このことは安芸高田警察署を初め交通安全運動推進隊や地域の皆様方の御協力のおかげと考えておりますが、議員御指摘のように、高齢者が対象となる交通死亡事故は、逆に若干増加しておるのが現状でございます。

平成21年度中に起きた事故で見ますと、人身事故は全体で110件、前

年対比32件の減少となっており、そのうち高齢者が対象となる交通事故の件数も同時に12件減少しております。しかしながら、高齢者の方々が関係する交通死亡事故は、逆に前年比1件の増となっております。また、最近では、高齢ドライバーの事故も増加の傾向にありますので、被害者になってしまうことと同様、加害者にならないよう、高齢者の交通安全教室など、あらゆる機会を通して交通事故防止対策の啓発を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 ただいま答弁をいただきましたが、言われることは重々承知しておるわけでございます。その中で、やはりぜひともこのことだけはやっていただきたいというのは、要するに道路の路面状態が悪いと、今ごろの老人の方は、どうゆうてええか、ちょっとした段差でも転倒されるんですね。健康増進のために一生懸命歩いていきよるところで、道が悪いと斜めになったりして転げられると、こけるというのは老人にとってはかなりの致命傷になるんじゃないかならうかというふうに思います。そこらあたりも、やっぱり早急に改善をしていただきたいという思いがしております。

それと、今の老人車等々、障がい者も含めてなんですが、がたがたの道を通ると、やはり市道の場合は歩道がほとんどないという状況にあるわけですね。そうすると車の行き帰りのときにもほとりに寄らないけん、ほとりに寄ったら道が悪かったというような状況がかなりあると思うんですね。そこらあたりも、やはり改善をしていただきたい。できれば歩道付きの道路にしていいただきたいというふうな思いがしております。

八千代を例にとるとなれば、今、勝田根之谷線を改良工事していただいております。それを今は計画では中学校入り口のどこまでをやるかということになっておると思うんですが、できれば上根まで続けてもらいたい、そこらあたりの計画はどういうふうなつとのか、お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

路面状態が悪い箇所とか、老人、障がい者を含め、歩道が非常に悪いという御指摘でございます。

早速いろいろ別な角度から調査をいたしまして、緊急性の高いものから安全なように実施してもらいたいと思います。

非常に今、コンクリート化してるということで、国の金がかみとうございますけど、修繕とかそういうもんについてはある程度の対応ができますんで対処をしていきたいと。

それから、もう1件、勝田根之谷線の延伸でございますけど、私、非常にあれ用地が難しいとちょっと聞いてございますんで、改良速度は緩くなるかもわかりませんが、基本的にはやっぱり上根のほうまで延伸

するということはいいいことなんで、こういう希望はしっかり持って計画は立っていきたいと思います。

非常に用地の協力が難しいということは聞いております。だけど政府の方向、スピードダウンになっていますけど、安芸高田市では大事な道路でございますので、要望は続けていきたいと、かように思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 市道勝田根之谷線については、るる整備をしていくということでございますけど、お金がないからちょっとスローダウンしとるよというんじゃないしに、今はやり事業仕分けでもないですが、市のほうとしても事業仕分けをして予算を捻出をしながら、やはりそういった市道整備に予算を割くような方法をとっていただけるように努力をしてもらいたいと思いますが、そこら辺のお考えはありますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この後にも多分質問が出てくると思いますけど、事業仕分けでございますけど、非常に我々もそれに興味を持ってまして、だけどむやみやたらに事業仕分けというのも大変なんで、今現在のところは職員一丸となって仕分けをしております。この結果を皆さん見られて、ちょっとまだ足りんじゃないのということがあれば、次のステップへしていきたいと。

いずれにしても、やるものはやる、やらんものはやめるということしないと、金が無限にあるわけじゃございませんので、このことを踏まえた、これから事業の展開を図っていくことは基本的なことと理解しております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 大変ありがとうございます。

私は、今まで言ったことについては、市道の整備に係る福祉政策というふうに書いておるんですが、やはりこれは市全体の問題であって、重要課題じゃなかろうかというふうに思います。

そこで、やっぱり若者定住策、きのうも出ておりましたけど、定住にもつながろうし、企業誘致、道があれば企業の方も利便性を考えられたときに、いい道があればやはり企業の方も来てもええのういうような感じになると思うんですね。そういうところでもプラスになるんじゃないかというふうに思っております。

ぜひ市道の整備というのは最優先をされて、今言ったような施策を反映をしていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、無所属、山根温子でございます。通告に基づきまして、大枠4点について質問いたします。

まず1点目、食育の推進について。

統合給食センター化に向けて進んでいる本市における今後の食育推進計画について、市長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 お答えしますが、足らんとかがあったら、食育というたら教育界の話ですから補足をお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、給食センターは平成23年4月の供用開始を目標に、現在建設を進めております。完成後は市内の全小・中学校、幼稚園及び保育所において、懸案でございました完全給食が実施をされることとなります。

食育の乱れが懸念されております現代社会にあっては、子どもたちの成長過程における学校給食の充実は、とりわけ食育推進の重要な柱であると認識をしております。こうしたことから、給食センターの供用開始に向けては、安心・安全で安定的な食の提供をするとともに、食に対する基本的な習慣の定着を目指しておるところであります。

今回の新給食センターの建設に当たっては、地元産品の使用拡大、栄養指導等により食への関心を高め、健康な身体づくりの推進などの取り組みを進めることとし、食育推進プログラムを作成しており、それに沿って具体的な取り組みをしていきたいと考えております。

具体的なことにつきましては、教育長から説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 統合給食センター化ということで市長にお聞きしました。

では次に、②について、今後の食育推進の具体的な活動について、どのようなことが上げられるか、教育長にお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 食育の具体的な活動につきましては、食育推進プログラムに沿って新給食センター運営検討委員会の献立部会を中心に具体的な準備作業を進めておるところであります。

また、地元産品の使用拡大につきましては、産業振興部が所管する地産地消プロジェクトにおいて、供給体制の確立について検討を重ねておるところでございます。

また、新規に配置されました学校栄養教諭を中心に、食の大切さについて、子どもたちはもとより保護者を含め啓発活動に努めてまいりたい

と考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 献立部会、また地元産品の利用についてもいろいろと御検討され、また学校栄養教諭を配置されているとのこと。

具体的な活動ということで、さらにもっと進められることがあるのではないかとということで、3番目に弁当の日の実践についてというものを質問として上げております。

現在、小・中学校において、食育の実践として注目を浴びている取り組みがあります。自分でつくったお弁当を学校に持っていき昼食時に食べる弁当の日の取り組みです。

食育基本法、これが2005年でしたか、これができる前の2001年に香川県綾南町、現在の綾川町立滝宮小学校が取り組んだのが最初だそうです。実際に取り組んでいる教育関係者によると、子どもたちに達成感が生まれ、親子の会話、子どもたち同士の会話もふえるとのこと。この6月11日現在、39都道府県619校が取り組んでいるそうです。広島県内でも4校、崇徳学園、尾道市の小学校、中学校、あと福山市の神辺中が実施しているそうですが、各家庭で保護者の力をかりず、自分で野菜などを調理し、お弁当箱に詰めるという、みずから調理して学ぶところに大きな意味があり、子どもが変わる、家族が変わる、社会が変わると、その弁当力はすごいとも言われております。

教育長にお伺いいたします。

安芸高田市においても、小・中学校において、このような実践的な取り組みを行う可能性はございますでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 弁当の日のこととございますけれども、このことにつきましては、全国的に行われつつあり、その意義につきましては十分承知しております。

当面は新給食センターの運営を軌道に乗せることに全力を尽くしたいと考えており、その後の課題であると、このように考えておりますし、以前、文教厚生常任委員会だったと思いますが、県外の視察に参られました。その中でも学校で御飯を炊いたり、あるいは弁当給食のことについての実践例を聞かせてもらって、このようなものも見させてもらっておるわけでございます。意義については十分理解しておると思っておりますので、今後の課題とさせていただきますと、このように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 教育長は、当面は統合給食センターのセンター化を充実させるように、それに頑張っていきたいということで、弁当の日の実践については、その後の課題と言われました。その後の課題と言われましても、教育長がそれを取り入れる気持ちがあるかどうかで、また学校長、学校の教諭の

方々のやり方も変わってくると思いますので、柔軟な対応ができるようにやっていただきたいと思います。

聞いたことは忘れる、見たことは覚える、体験したことは理解するという言葉があります。このことは2,500年ほど前、中国の賢者、老子が言ったという説があります。この老子の言ったことを数字であらわしたアメリカの研究者がおります。聞いたことは10%程度記憶に残る、見たことは15%程度記憶に残る、そして体験したことは80%記憶に残る、さらに人に教えたことは90%程度記憶に残るというものです。要するに先生が話していても子どもたちはよく学ぶことはできない、生徒が話し合ったり体験したり、さらには教えるという立場に立ってこそ学びの効果は確実に高まると言われております。

子どもたちがさまざまなことを体験する機会をふやす取り組みを進められることを期待いたします。

次の質問に移ります。2番目、男女共同参画推進条例制定のその後についてです。

折しも6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする男女共同参画週間と定められております。

本市においては、平成21年4月に男女共同参画推進条例が制定され、また9月には男女共同参画都市宣言を行いました。この宣言都市は、広島県内では呉市、熊野町、安芸高田市の3つの都市が行っております。

市長にお伺いいたします。

男女共同参画推進条例が制定されて1年、条例の第2章、男女共同参画の推進に関する基本的施策の推進状況について、まず第8条に義務づけられている基本計画の策定はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの男女共同参画の推進に関する基本的施策の推進状況についてお答えいたします。

いわゆる基本計画につきましては、平成18年3月に男女共同参画プランを策定いたしまして、男女平等意識づくりとともに参画社会づくり、自立した生き方づくり、安心して暮らせるまちづくり、この4つの基本目標により施策を推進しております。

その推進での状況でございますが、条例に基づき、現在、平成21年度年次報告を策定中であります。11月ごろに公表する予定でございます。

その概要といたしましては、法律、政令、条例で審議等行う機関、地方自治法第202条3項の規定により、女性登用の状況が33.6%で、対前年2.6%の増となっております。法律で定めるところによる委員会等、地方自治法第180条の5に規定する女性登用の状況は7.4%で、前年度と同じでございます。

また、主な事業といたしましては、内閣府と共催いたしました男女共

同参画宣言都市奨励事業を初め、男女共同参画リレー講座等を実施いたし、男女が互いに協働する社会の実現に向けて取り組んでるところでございます。

基本プランということでございますけど、我が町には一応参画プランというのがございまして、これがある程度詳しく整理されてますんで、それにかわるものとして、この参画プランを今は準用してますので、御理解を賜りたいと思います。

私の考え、男女でございますけど、男女共同参画の基本的な考えは、啓発事業にあると思っております。リレー講座とか講演会、研修会、職員の研修、広報等を通じて、今まで以上の市民啓発をこれからも掲げていきたいと思っております。

また、市の主要事業でございます子育ての支援、児童クラブ、ファミリーサポート、保育所サービス等の施策に、この男女共同参画の視点を生かしていきたいと思っております。

これ地道な活動でございますけど、じっくりじっくり男女共同参画の条例が生きるように、これからも考えていきたいと思っておりますんで、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 基本計画は、平成18年3月の安芸高田市男女共同参画プランが、これは平成27年度までの10年間計画ということで、これを使われるということとお聞きしました。

では、そのプランから6ページに具体的施策の中からの進捗状況をお聞きします。

先ほど市長も審議会等の対前年比2.6%ふえてるということもお聞きしましたけれども、私、昨年12月の定例会にて、審議会などへの女性の参画促進について御質問いたしました。女性がゼロの審議会、女性が1人も入っていない審議会のこと、このときに特に問題といたしましたのは防災会議についてでございますが、その後の状況をお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 昨年御指摘をいただきました市の防災会議の構成メンバーでございます。今年度、平成22年度におきましては、女性4名、全体で39名中4名の女性の委員さんを任命をさせていただくこととございます。内訳はJA、それから民生委員さん、それと商工会から全体で4名の女性の委員さんをお願いしております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 被害者は、市の人口の半分以上は女性ですので、12月にも申し上げました、被災者となる女性の側からの防災会議への意見を出せるような環境をつくってほしいと。このたび4名の女性の方が入られるということ



で、女性が入ることによって男女双方の視点に立った見方、考え方が政策や方針に反映され、さらに積極的な女性の参加促進につながることを期待いたします。

では次に、行政の男女共同参画の推進について、女性職員の登用についてお聞きいたします。

ことし近隣の庄原市では、合併後、初の女性支所長が誕生し、また、三次市では新任の係長級の7割が女性だとのこと。安芸高田市においては、先ほど市長も男女共同参画は啓発事業にある、職員の研修などを行い地道な活動でじっくりじっくりと申されましたけれども、安芸高田市においては、現在、どのような職員の男女共同参画の推進は、状況があるのか、お尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 男女共同参画推進審議会等の状況でございますけど、昨年8月に条例に基づく女性8名、男性7名の委員を委嘱したところでございます。第1回男女共同参画推進審議会を開催をいたしましたところでございます。また、今年度は6月下旬に第1回の審議会を開催するよう準備を進めております。

各組織においての女性登用につきましては、適応性があつたら積極的にしていきたいんですけど、登用しても私は困るとか、これじゃ困るんで、まずその辺の啓発から、基本的には女性の方々にたくさん課長さんになってもらったり部長になってもらいたいと願うわけでございますけど、その辺のこの御理解を双方が円満にしていく形での登用を図っていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。決して我々執行部が女性登用を阻むものではございません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 一つ飛ばされて、推進審議会のほうのお答えもいただきましたけれども、職員のほうでは女性職員の登用においては課題があるということは市長も意識をされているのではないかと伺いました。

これは女性が断る、持っていても登用に対してうんと言わないというようなことも言われておりましたけれども、ここに東京大学の名誉教授の大森彌先生が自治体職員の人材育成について書いていらっしゃるものがあります。ちょっと引用させていただければと思います。

公務という行政活動は、日常的には職員によって担われている。職員の意識、態度、行動のあり方が行政活動の質を左右すると言っても過言ではない。繰り返し問われるべきは、この職員のあり方である。分権改革の進展と自己決定、自己責任の拡大に対応し、自治体は政策的自立と自立的な行財政運営を行っていくために、自治体自身が自己改革を進め、その力量を高める必要があるが、決め手は人であり、職員の人材育成は戦略的重要性を持っている。自治体職員は強固な身分保障制度で守られている。この安心は全力を挙げて職務を遂行し、地域の課題に果敢に取

り組むこと。つまり挑戦と対になっているはずのものである。安心感が挑戦に結びつくように意欲と能力を発揮する職員を激励し、適切に評価する人事管理システムが不可欠であると言われております。

安芸高田市、男性309名、女性136名という職員445名の一人一人が、男女を問わず、その意欲と能力を発揮して、安芸高田市の課題に果敢に取り組んでいけるような人材の育成がなされるよう、トップである市長のリーダーシップに期待いたします。

それでは、大枠2点目の2として男女共同参画推進審議会の状況について、もう一度お答えいただくようになりますけれども、お聞きいたします。男女共同参画推進審議会の状況について、お願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの答弁の中で大変失礼なことをいたしました。

それから、人材育成でございますけど、女性ばっかりの責任、我々管理者の責任もあるんで、そここのことは先ほどの言葉のとおりでございますので、我々もそういうような観点に立って、人材の育成をしていかないけんと思っております。深く反省しております。これに立って、いい人材育成を図っていくのが真の姿と思っております。

先ほど申しわけないことしました。男女共同参画推進審議会の状況について、再度説明いたします。

昨年8月に条例に基づく女性8名、男性7名の委嘱をいたしました。第1回男女共同参画推進審議会を開催をいたしました。また、今年度は6月下旬に第1回の審議会を開催するように準備を進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 しっかりと推進審議会の中で、現在の安芸高田市の状況を分析し、男女共同参画の実現に向かうように持って行ってほしいと思います。

平成18年の安芸高田市男女共同参画プランは、プランの進捗状況に対応し、必要な見直しを図っていくものとするがあります。5年を計画しようとする現在、推進状況から今後への見直しは必要と考えられていますでしょうか、市長にお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 男女参画プランの作成、または一昨年の条例の策定、それによって行政としては啓発事業、リレー講座とかいろんな市民に対する啓発を行っていますけど、ある程度、市民にも男女共同参画とは何かということは理解をされた方は多いんじゃないかと思っております。

これは、このことをさらに具体化するためには、やっぱり男性の家庭内における協力とか、いわゆる女性の子育ての立場の割合とか、こういうことをまずしっかり把握していかないけないと思っております。

今後さらにこういうことを考えながら、安芸高田市の男女共同参画の推進に向けた努力をしていきたいと思っております。

具体的にこの事業を掲げておりませんので、他事業との、先ほど申しましたように、子育て支援、児童クラブ、ファミリーサポート、保育等への男女共同参画への視点を、さらにまたそういう角度から行政指導もしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

具体的にこうだということは、残念ながら今行っておりません。ただ、この事業が大事だということはよくわかりますけど、他の課との連携を今よりかさらに持っていかなくちゃいけないという認識は持っております。それと市民啓発をさらにかけていくということで、答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際、13時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

再開いたします。

午前中に引き続き発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員

食事を挟みまして、再度質問いたします。

それでは、3番目、予算編成過程の公表と市民の意見の扱いについて御質問いたします。

予算編成過程の公表については、私、12月の一般質問において、情報の共有についての質問に対する市長の御答弁で、結果についての情報の開示はほとんどなされていると考える、これからは結果に至る過程について工夫していくと市長は御答弁されました。市民の求めていることを本当によくわかっておられると感じました。

この質問の後、まさに私も市民の方から次のようなファクスをいただきました。そのファクスの内容を御紹介します。最初に、市長は予算をつくらうとして、各部署にどんな指示をどの程度の細かさで出したかを日付とともに、できたら文書で詳しく知りたいと思っております。でき上がった予算案より予算案ができるまでの過程を知りたいのです。市長が下そうとした案を市民に早目に公開して、市民の意見を取り入れた上での予算案づくりをしてもらいたいと思っております。それには市議会議員による一般市民の意見の橋渡しも必要ですし、市長による予算案をつくる上での広く市民の意見を聞く場をたくさんつくってほしいのです。そうすれば市民も予算案に対して自分の意見が通ったかどうか関心を持てると思いますと書かれておりました。

限られた財源の中で、支出の優先順位を決定するのが予算であるならば、予算編成時に住民のニーズを反映させることが大切です。予算編成

過程の中で、どのように住民のニーズを吸い上げるかはそれぞれの自治体に任されているところです。

市長は、結果に至る過程、特に市民の方の関心の高い予算編成過程の公表について、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の予算の公表についての御意見でございます。

御承知のように、本市の財政状況の公表につきましては、年度前の予算、決算を初め、上半期、下半期ごとの予算の執行状況、また財政指標に基づく財政分析、バランスシートやコスト計算などの財務諸表につきましても、適時ホームページや広報紙を活用して公表をしているところでございます。しかし、御指摘の予算編成過程の公表までにはいっていないのが実情であります。

近年、自治体の財政危機が叫ばれる中で、市の財政状況や健全化に向けた取り組みにつきましては、議会はもとより市民の関心も非常に高いものがあります。予算編成の過程の公表につきましては、いろいろな課題がございます。膨大な資料でございますので、前向きにこれからも検討していきたいとは思いますが、いま少し時間をいただきたいと思っております。

これまでは庁内の周知にとどめておりました次年度の当初予算編成基本方針や編成作業スケジュールにつきましても、今後、公表してまいりたいと考えております。いま少し時間をいただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 私が調べた中には、兵庫県の加西市は市政の透明性の向上と市民に開かれた予算編成を行うため、編成過程の財政課査定、市長査定がそれぞれ終了した段階において、各部局からの要求事業内容及びその査定状況を公開しています。また、埼玉県の志木市では、市民委員会による予算編成、つまり市民による予算案の作成がなされているそうですし、ほかにも名張市の地域夢づくり予算制度という地区予算の編成を始めているところもあります。市民の方からいただいたファクスを御紹介しましたが、住民の声が反映されて初めてニーズに対応した公共サービスが可能になると思います。

市長はスケジュールなど、そういうところから公表を始めていくとも言われておりました。ぜひ一歩ずつでも進んでいただきたいと思っております。

そこで、次の②のさまざまな施策の決定に至る過程における市民の意見をどのように求め、扱われているのか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの件でございますが、公表等につきましては非常にいいかげ

んなこともできないし、議員の皆さんとの調整もあります。その辺の課題もあるということは御承知してもらいたいと思います。

ただ今、先ほどそういうことをやっている市、町もございますので、そういうことを承知しながら、安芸高田市としていい方向にまとめていきたいと思っております。

過程における市民の意見の取り扱いでございますけど、市民の意見の取り扱いということにつきましては、施政方針でも申し上げたように、この間、私は可能な限り現場に足を運びまして、市民の皆さんとの対話の中で、市民の皆さんが今の市政に何を求め、何に不安や不満を感じておられるかなどの課題の把握に努めてまいったところでございます。

今後も市民の皆さん方の御意見を大切に、市政運営に反映していきたいと思っております。できる限り時間がございましたら市民の皆さんのところに足を運んで、意見、問題の把握に努めてまいりたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 市長からは、市長が市長の足で皆さんの、市民の意見を集めて歩いていくと聞き取れる御答弁でしたけれども、現在、安芸高田市においてパブリックコメントという意見を市民の皆さんに公募して聞いていくという手法を今まで2件ほどとられております。また、アンケート調査などもされておりますので、そういった意味から私の意見として申し上げますけれども、子育て支援課がパブリックコメントを行っております。これは公開期間が10日間、応募件数は1件でした。結果公表期間は12日間、ホームページなどを使われております。また、教育委員会が学校の適正規模化についてパブリックコメントを使っておられますけれども、これが公開期間は24日間、応募意見数は多分6件だったと思っております。結果公表期間は現在までということになっております。この2件のパブリックコメント、公開期間、結果公表期間に差があること、また意見募集の周知に差があることなどが上げられております。せっかく皆さんからの意見を公募しても1件、10件に満たないという状況です。

現在、安芸高田市においては、まちづくり委員会と地域振興会なども活動されていますけれども、そういう団体もかかわられる方、だんだんと限定されてきている。市民全体からの意見公募ということは、これからの時代必要ではないかと思っております。

パブリックコメント制度というのは、市民協働型の行政運営をルール化する新たな政策策定手法として、現在多くの自治体で導入されつつあるとのこと。そういった意味でも、これからの手法として取り入れられること、また、この2つの課が、子育て支援課と教育委員会が行っておりますけれども、そのやり方に差がある、せっかくのパブリックコメントを使うのであれば、しっかりとしたルールづくりによってされることも必要ではないでしょうか。

職員の方との話の中で、本市のような3万人規模での自治体がパブリックコメント制度を導入することは余りないという話もあります。本市と類型が似ている京都府綾部市、人口3万6,000人の自治体は、パブリックコメント制度を市民生活に深くかかわりのある市の基本的な計画や市民に負担を求める条例の改廃などを決定する過程で、事前に案を公表し、市民の意見をいただき、それを考慮して決定するとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度として活用しております。

市が行う政策、すべて市民にかかわりがあるものです。ぜひ市民との協働型の行政運営をルール化して行っていただきたいと思います。

再度お尋ねします。安芸高田市としては、条例または規則などで定めていないことから、基準は定まっていないということですが、これからの方向性としてパブリックコメント制度を取り入れられるお考えはあるのでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 住民の方の意見を十分聞くということは、パブリックコメントにつきましても一つの大きな手法と考えております。

現在、安芸高田市におきましては、振興会とか支所別懇談会、それから振興会による行政の説明会、各種団体による説明会等を行っているところでございますけど、これをさらに充実させていくというのも一つの手法かと思っております。

パブリックコメントといっても幅広く求める、これは市内の方の意見を把握できるかといったら、また課題もあるようでございますんで、こういうアンケート、パブリックコメントにつきましては、今後とも活用はさせていただきますけど、今のところ、まだ条例をつくってまでということにいてませんので、もう少し勉強させてもらいたいと思います。

いずれにしても、市民の意見をどう聞くかということは大きな課題でございますんで、前向きにとらえて考えていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 これからもパブリックコメントという手法は使われることもあるということ。それでは、そのときには、ある程度の公開期間が10日とか24日とか、そういうばらつきのない、そして大体1カ月ぐらいは見ていらっしやる場所も多いので、そんなところでしっかりと、どういうですかね、標準化されたものの中でされることを望みます。

では次に、大枠4点目の市財政の将来について質問いたします。

平成31年度交付税、約23億円減額に向けた具体的な対策についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成31年度交付税23億円減額への具体的な対策ということでございま

す。

御承知のとおり、平成19年度に策定いたしました財政健全化計画におきましては、普通交付税の合併特例加算措置は、合併後10年間は保障されるものの、合併11年目以降は5年間で段階的に減額をされ、平成31年度は御指摘のように約23億円程度減額になると見込んでおります。

今般の社会経済状況を考えるときに、本市の歳入一般財源の根幹をなす普通交付税のこのような大幅な減額は、今後の行財政運営に大きく支障を及ぼすものと懸念をいたしております。

この普通交付税の大幅減額に対する現時点での大まかな考えを申し上げますと、まず、市税収の大幅な増加は見込めない状況でございますので、当然のことながら普通交付税の減少に対し、歳出を削減せざるを得ないものと考えております。

その削減の大きな柱としては、次の3点を考えております。

まず1点目は、職員の適正化計画に沿った職員数の削減でございます。具体的には31年度、今、現行より100人ぐらいの職員の減を考えております。2点目としては、繰り上げ償還も含む公債費の抑制でございます。3点目は、徹底した第2次行財政改革の断行によるむだの廃止、コスト削減でございます。この3つの大まかな方向により23億円の削減になっても、本市が支えられる財政規模にしたいと思っております。

公債費の抑制につきましては、従来、平成22年度が償還のピークと申し上げてまいりましたが、平成19年以降、平成21年度まで3年間、一昨年、去年、19、20、21の3年間で総額7億2,000万円余りの繰り上げ償還を行いました。結果、繰り上げ償還額が最も多かった平成21年度が実質的なピークとなり、本年度以降は毎年度減少するものと予想をしております。繰り上げ償還につきましては、今後も可能な限り実施をしてみたいと考えております。

また、第2次行財政改革につきましても、既に本年4月以降、具体的な取り組みに入っておりますが、実施計画に掲げております民間活力の導入を初め、事務事業の総点検など、さまざまな取り組みを着実に行う中で、むだを廃し、コスト削減に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、第2次行政改革の成否が本市の将来の財政運営を大きく左右すると申し上げても決して過言ではありません。私を先頭に職員一丸となって、この第2次行政改革に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、平成19年度に策定をしております財政健全化計画につきましては、策定当時の状況と比較し、今般の社会経済情勢は大きく変貌しておりますので、本年度、総合計画のローリングとあわせ、改めて中長期的な財政推計を行った上で見直しを行うこととしております。具体的な数値等につきましては、これら見直し後に御報告をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 市長より具体的な対策として3点上げていただきました。

3点目の第2次行財政改革、職員一丸となって取り組んでまいり所存ですということでお伺いしました。

昨年の12月の定例会においても、水戸議員のほうから、実施計画の見直しのための事業仕分けが必要ではとの質問に、標準財政規模に見合う予算編成のため、事業仕分けにより23年度予算から反映させますとの答弁をされております。第2次行財政改革の重要さがわかります。この市における事業仕分けについて、どのようなものかをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市における事業仕分けについての御質問であります。

事業仕分けにつきましては、国、県の事業仕分けは現在注目を浴びているところでございます。この事業仕分けにつきましては、行政評価の中の外部評価の一環とも言えますが、そもそも必要かどうかを外部の視点で、公開の場において実施をいたし、担当職員と議論して、最終的に廃止、民間移管などの仕分けをしていく作業であります。

本市におきましては、本年度、すべての事務事業の総点検を行うこととし、既に6月からその作業に着手をしております。とりわけ平成18年度以降、取り組んでまいりました事務事業評価の評価結果を活用し、まずはそれぞれの部署で、先ほど申し上げました事業仕分けのように、そもそも必要かどうか、民間の移管が可能かどうかなどの視点により点検作業シートを作成いたし、その後、行革推進本部に設置しております行革推進プロジェクトチームにより、必要に応じヒアリングや現地調査などを行い、最終的にはそれぞれの事務事業の今後の方向性を整理をすることにしております。

したがって、事業仕分けの手法の導入につきましては、本年度、庁内における事務事業の総点検結果を踏まえ、問題、課題について整理をし、また先進事例も研究した上で、今後の方向性を定めてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

今現在、市の職員で、今そういう国がやっている仕分け作業いうのをやっておりますけど、成果等を考えた場合、今後におきましては、県、国のような事業仕分けの展開も考慮に入れながら、現在、今やっているところでございます。成果が余り出ないようなかったら、議員の御指摘のような展開手法も考えていきたいと、かように思っています。

まずは自発的にやってくる職員の仕分けの手腕をひとつ見ていきたいと、かように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 まずは庁内で職員一丸となってやってみるということで、ただ、国、県と言われますけれども、この事業仕分け自体は地方自治体から始まっ



ているものです。そして、事業仕分けに基本の基と言われるのは、住民参加と情報公開だと言われております。

滋賀県の草津市では、無差別に抽出した市民参加による仕分けの事例もあります。また、国の事業仕分けに参加された前高島市の副市長、山内氏は、事業仕分けは、一つ、徹底した公開の場において行うことにより、限られたパイの振り分けに市民の合意を求める有効な手法となり、選択と集中がより可能となり、予算への反映ができる。一つ、自治体職員に事業の意味とその効果について考える機会を与え、自分の仕事の見直しをすることができる。つまり意識改革となり、気づく、気持ちの「気」なんですけど、築きから築き、建築の「築」、築き上げる、気づきから築きへと変えていけると言われております。そしてもう一つ、政治への住民参加が可能になると言われております。

今回6月号の広報あきたかたにおいて、行政経営課が「待ったなし！安芸高田市の行政改革」として、1ページをとって掲載されております。6つの視点で出されておりますけれども、視点の1として、情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革とあります。市民の参画と協働のまちづくりを一層推進するため、わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開し、市民と行政の信頼性の確保を図りますと書いてあり、これは7月号掲載予定とのことです。情報の共有化を1番目に持ってこられたことを大いに評価いたしますとともに、だからこそ事業仕分けの基本である住民参加と情報公開をされることを期待します。

当事者だけで見直すと見直しにくいこともあります。外から見直すと効果は大であると言われております。あれもこれもの時代から、あれかこれかの選択の時代になった今、中身は市民自身が決めていけることが大切ではないでしょうか。

事業仕分けをパフォーマンスに終わらせないためには、対象となる事業の選択が課題です。そのために第三者委員会をつくり事業を絞っている埼玉の富士見市、行政評価の外部評価委員会が事業を上げていく千葉市や草加市、高島市など、外部仕分け人は論理的ではあるが市の状況がわかっているわけではないので、現在、事業仕分けは市民参加型に進化していると言われております。地方交付税が段階的に減額される平成26年度に間に合うように、確実な一歩を進めていただきたいですが、この市民参加型の事業仕分けの導入をこれから先、検討される可能性、先ほど市長は考えるとも言われておりましたけど、再度お尋ねして、私の最後の質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この事業仕分けというのは、非常に大きな課題でありまして、また大きな問題を抱えております。総論反対、各論賛成と禍根の残ることがございますけど、この町では賛成だけど、この町じゃ反対だというように、これを成功させるためには、先ほど議員さんおっしゃったように、対象

とする事業をどうするかということが大きな課題でございます。こういうことを踏まえて、この最新の事業仕分けということに踏み切っていけないけんと思います。

最初、私は非常にこれ、すぐにはできないと、検討課題が多いと言ったのはそういう面でございます。非常にうちの交付金、よけ、たくさん事業がございますけど、これをじゃあ白黒つけてこれやめたとか、盆踊りをやめたとか、この祭りはやめたとか、こういうことにもいかないんで、その辺のところの仕分け作業をしっかりやっていきたいと。

議員さんも私も、市民の皆さんの負託にこたえるわけでございますんで、こういうちいと小さいまちならでの事情もでございます。こういうことを総合的に考えながら、次の展開に移っていききたいと。基本的には対象、事業仕分けについては、先ほど今、行政自体やっとなんと言いましたけど、この成果を見ながら、やっぱしこういう市民の方々に直接判定してもらおうのも一つの施策だと思っております。

また、これもこういうことをやると、しっかりと住民チェックの過程、この間の報告では100人委員会とおっしゃいましたけど、議員さんの立場のことも入ってきます。もうみんなが決めたことをちゃんと、じゃあ後から市民の方々が勝手に仕分けしてもいいんかということになりますんで、この辺、慎重に皆さんと議論しながら前向きに進んでいきたいと、かように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

以上で山根温子さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 山本優君。

○山本議員 10番、会派絆の山本でございます。通告に従って市長に2点ほどお伺いいたします。

第1点目は、人口増加対策について伺います。

昨年の9月定例会において、可部バイパスが開通することを見越して、人口増加対策について質問いたしました。その答弁の中で、市長は、市有地の活用とか、税の優遇、土地改良などについても定住促進のための制度などを検討していくと言われております。そういう答弁の後でございますが、本市へ移住したいとか、新しく家を建てたいとかいう市外の人からの声も時々聞くことがございます。なかなかそれが現実に家を建てるとか、移住するとかいうことになってないという理由は何かというのと、やっぱり土地価格が高いとか、家賃が高いとかいうのがネックになっているようでございます。

昨日からの一般質問の中でもございますが、人口増加対策については、本市としても最重要課題として取り組んでいかなければならない課題と考えます。全国で人口が減っていく中でも、ふやすことはできなくても減る速度をおくらせるというような方法を考えていかなければならないと思います。

個人住宅、賃貸し住宅など建築推進のための課題と対策について、現在の振興状況はどのようになっているのでしょうか、市長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま個人住宅、賃貸住宅、建築推進のための課題と対策についてお答えいたします。

本市におきましては、少子高齢化が急速に進んでおり、若者、子育て世帯の定住が大きな課題となっております。このため、これらの世帯ニーズに対応した多様な賃貸住宅、良質な持ち家などの供給により、人口増加の促進を図る必要がございます。

こうした中、平成22年2月末から5月末までに市内にあります雇用促進住宅3団地240戸の買い取りを行うことにより、入居者の不安を払拭し、3団地157世帯401人が引き続き入居いただいております。

さて、八千代地区におけます宅地化の進行に伴う諸課題について、人口増加対策の観点からも早期検討が必要であることは、議員のお考えに私も同様の課題意識を持っているところでございます。

しかし、その具体的な手段及び手法につきましては、さまざまな選択肢を検討する必要があると考えております。一つには、企業立地推進に係る企業立地ガイドに八千代上根物件を掲載するなど、その具体的な取り組みを推進していますが、いずれにいたしましても、可部バイパス大林工区の工事完了時期を見きわめながら、今後、関係の諸計画の見直しとあわせ慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

先般、議員にお答えした直後、国、県の申し合わせをやっております。今、住宅対策につきましては、賃貸住宅につきましては補助金制度がございますけど、売る住宅についてはもっとちょっと考える余地があるというか、今、政府のほうもいろいろ何か課題が多いもんでなかなかいい答えがもらえませんが、今後、引き続き、こういう国の施策が得られるように、また我々も要望もしてまいりたいと思います。

基本的には、今、企業誘致を行っております。税を減免するとか、それからあっせんに対する、例えば進入路とか、そういうものの支援をするとか、こういう方策で、いわゆる住宅支援も一考として考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 いろいろ検討されておるということでございますが、今、市内でも市有地の遊んでる土地が相当あると思います。ここらを安い値段で分譲して、ここに安く建てられるような方法は考えられませんか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今の個人住宅を建てるという課題につきまして、そういう市有地のあいておるところがあれば、率先してそういうことをあっせんをしてまいりたいと思います。

非常に、それじゃあ、だけどもそこから来る場合に、ちゃんと自分のニーズに合った土地があるかというのは、また疑問でございますけど、市有地の有効活用につきましては当然でございます。そういう問題を踏まえながら、これも検討してまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 定住の促進対策として、市有地の売却は即財政への貢献ともなるわけでございますし、今から学校統合なんかの問題も出てきますし、宅地として開発して建設助成すれば、今、市長が言われたように、八千代でも相当広い土地が余っております。元学校跡地とかグラウンドとか、そういうところを早急にそのような方法で考えていただければ、定住促進に少しでも役立つんじゃないかと思います。

土地についてはそうございますが、家賃とか建設費などもありますけども、建築、家を建てるための土地ですが、土地を提供するし、林業の材木がたくさんあります。こういうのを工務店等を推薦して、これを利活用すれば家を建てるのも安くつくでしょうし、そういう対策もできるんじゃないかと思います。これはやっぱり市から指導していただいて、そういうことができるのではないかと思います。市長の考えを聞きます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 山本議員のおっしゃるとおりでございます。あらゆる制度を活用してから、できるだけ多く若者に住んでもらえるように対処していきたいと思えます。

先ほど午前中も出てますけど、間伐材の活用とか、そういうことを使えば農林のほうのまた支援もあると思えますけど、こういう施策を十分活用しながら、できるだけ多くの方に安芸高田市に住んでいただき、八千代町に住んでいただき、多くの老人を、これからまちを支えていただくということでございます。全く議員のおっしゃるとおりでございます。しっかり制度活用は図っていききたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 今の市長の答弁を聞いて、しっかりとこれから検討される、やっていくということでございますので期待しております。

それから、続きまして、2番の人口増を図るための戦略についてお伺いします。

昨日からの質問の中でも何件かありましたけども、市長として今後の人口増を図るための戦略、今、御答弁の中にもあったかもしれませんが、

それについて、今後の計画について再度伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人口増を図るための戦略ということでございます。

全国的に人口減少時代に突入をいたし、本市におきましても少子高齢化の進展、都市部への人口流出による人口減少が続いており、平成47年には、平成17年と比べ人口が3分の1程度減少するとの推計もあります。このような中、安定的に市を存続させていくためには、定住促進対策は非常に重要な課題であります。

本市は広島市と隣接しており、また近年じゅうに開通予定の国道54号可部バイパスによる時間的距離の短縮も考慮すれば、この近接性のメリットはますます大きなものになると考えております。それに加え、本市には歴史、伝統文化、スポーツといった魅力ある資源が多くございます。これはまた、遊休地や空き家等の活用可能な既存ストックもございます。定住促進を効果的に、効率的に進めていくために、広島市との近接性、本市の魅力ある資源、既存のストックの活用とあわせ、ソフト面も含めた総合的かつ体系的な対策を検討してまいりたいと考えております。

また、大きく考えれば、子どもたちが定住するためには、いわゆる医療費の軽減化とか、お産の費用を下げるとか、こういうことにつきましても、昨年度あたりから小学校までは医療の無料化とか、こういう対策を講じております。

将来的に働き場を確保するために、今提案している多文化共生というのも行っていこうとしております。市内から福祉産業とか医療とかが人手不足のためになくならんように、働く場が損なわれないように、また工業団地等、人手不足にならんための多文化共生でございます。

こういう長期的展望も踏まえた、少子高齢化対策に今挑戦をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 計画を全部聞いてしまったから、あと追及するところがないんでございますが、今、最近で、この数年前、可部54号線ですね、これは可部方面に向かってはすごくラッシュで込んでたわけです。最近バイパスができたせいかもしれませんが、向こうへ行く車はほとんど混雑しておりません。逆にこちらへ来る、吉田方面に来る車が物すごく込んでいるわけです。ということは、吉田から過ぎて三次のほうに向いては少ないわけですけども、八千代からこっち、安芸高田市に向かってすごく込んでいるわけですよ。ということは、広島市内からこっちに通っている人が相当いるということですよ。だから、なぜかということを考えると、やっぱり住宅の物件が少ないとか、家賃が安いとか、教育環境とか生活環境がいろいろ影響しとるんだらうと思うんですが、その辺の情報を分析して、これからどうするかということを考えてもらいたいんですが、市

長どう思われますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まさしく議員のおっしゃるとおりでございます。非常に可部地区に比べて地価は非常に安いところ、空気もおいしいところ、何が悪いかわいたら我々の政策がちょっと誤るとるんかもわかりませんが、対等に考えれば近い、条件のいいところでございますので、このことをしっかり生かして定住につなげていきたいと思っています。

54号線につきましても、非常に民主党、コンクリート化して厳しい状況でございますが、それを超えて早くできるように要望をしてまいりたいと思っております。

この広島の都市圏のことをこっちに、安芸高田市へ生かさん手はないと思っております。これとあわせて安芸高田市の文化、歴史、芸能というのをしっかりあわせてやれば、しっかり戦える態勢になるんじゃないかと思っております。思っておられることは議員と全く同感でございます、この対策をしっかりと。

それからもう一つ、この対策のためには、きょう八千代の方もおられるんですけども、それでも八千代、上根や下根の方にこっちの都市、この吉田の方向をやっぱり見てもらわないけん。この政策展開も必要だと思っています。こういう皆さんとの一緒の協力によって、すばらしくまちの展開できるんじゃないかと、かように思っております。貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 今、市長の御答弁の中で考え方は一緒だということですが、定住対策でいろいろ考えられておるんですけども、基本的には環境整備が一番じゃないかと思うんですよ。若者が定住、ここに雇用促進住宅に400何世帯入っておられます。ここは家賃がやっぱり二、三万ですよ。で皆さん住まれています。私が思うには、家賃もそうですが、教育関係、医療費関係、生活環境がしっかりしとれば人はふえるんじゃないかと思えます。ただ、政策ばっかしじゃなくて、そういうところをしっかりと見ていって、あれですね、ソフト面での基盤整備ですよ。そこらをしっかりとすることが、これから皆さんが住みやすい土地に、まちになるんじゃないかと思うんですが、市長の考えをもう一度伺いたしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど答弁漏れがあったと思いますが、環境整備についてはもちろんでございます。現在の手法を見直して、できるだけ早く水洗化もできるような体制づくりに今図っているところでございます。今、小型合併槽によって、非常に事業の促進も図られますし、効果もよくなっております。できるだけ環境的な条件が整うように、我々も支援などをしていき

たいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

いつごろかいな、見直ししてから成立が上がってくるまで。

〔「見直しをですね」の声あり〕

うん、見直しして、事業、3年後ぐらいか、成立されてくるのは。

〔「26年ぐらいですね」の声あり〕

26年度ぐらいには、もう大体整備できるようなつもりで今頑張っておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 市長が今言われたのは、26年度までに下水道整備ですね。あれが全部市内は済むと、完了させるということ。

○浜田市長 目標はね。

○山本議員 目標がね。なるべく早くしてもらいたいと思います。上根地区なんかは、それとどういふか、公共下水道の予定でありましたが変更がなかなかできていないということで、またこれからどうするかということを地元の皆さんが心配されております。

人口増加対策の戦略についてでございますが、これからどっちにしてもどんどん人口減ってきます。先ほども答弁にありましたように、しっかりと情報収集して、それを基本的にしっかり処理しながら、皆さんに提供していただけるように努力していただきたいと思います。そのことについて、最後にもう一度、市長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。これで私の質問を終わらせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人口増の対策につきましては、やっぱり安芸高田市の本当のいわゆる大きな課題でございます。少子高齢化を支えるためにはしっかりと住んでもらって、たくさん子どもを産んでもらって、たくさん若者にこの高齢化を支えてもらおうと、基本でございます。そういう意味からも、人口増対策については、しっかりこれからも考えていきたいと思っております。

特に上根につきましては、非常に立地条件のよいところでございます。広島に近くてということもございまして、この状況も生かしながら、今後の政策展開を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

以上で山本優君の質問を終わります。

この際、14時5分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時50分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
16番 入本和男君。

○入本議員 16番、あきの会、入本和男。今回の定例会において、同意第3号で浜田市長は、安芸高田市副市長に藤川副市長を選任され、議会は満場一致で同意をし、安芸高田市の活性化、住民福祉サービスの政策について議論できることを喜びとして、さきの通告に基づいて質問をさせていただきます。

多文化共生についてでございますが、市長の22年度施策方針で、日本に在住している外国人も同じ地域の住民としてお互いに認め合い、ともに地域づくりをしていこうという多文化共生ですと定義づけられております。

少子化による日本人の人口減少、高齢化に伴う介護需要の増加など、我が国は介護士など専門的、技術的分野の人材不足に対応するため、将来的にも外国人労働力の提供を受けざるを得ない厳しい現状があると。本市でも、こうした人材を将来どのようにして確保していくかということが、今後大きな課題になるものと考えています。

こうした観点から、多文化共生の理念を広く市民に御理解いただくために、周知、啓発、市民、在住外国人の方々に対する日常生活に関する相談対応や生活情報の提供、また地域の祭りを初めとする多様な文化の交流などを積極的に推進すると、多文化共生社会の構築に向けた取り組みを積極的に展開しますという理念に基づき、私もこの政策については、非常に現在のグローバルな時代に必要と思ひ、政策の一端の質問をさせていただきます。

現在、外国人の年齢構造と各町別の人口状況について、また長期総合計画の中で人口3万5,000人は既に22年度見直すというふうに聞いております。来年の4月には、当然その長期計画が出ると思いますが、このたびの共生という中で、外国人の人口予測をどのような扱いにされているか、あわせて伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの入本議員の御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

現在の外国人の年齢別人口構造と各町別の人口状況、外国人の人口の予測。実は、ちょっと質問の前にお答えしておかなくちゃいけないのは、このたび多文化共生室におきましては、我が安芸高田市における、こういう、どういう方がどこにどう来られて、どういうものに関与して、どういう課題があるかという調査をすることにしております。徹底した調査。この調査を踏まえて、基本的には次の展開を図っていくもんだということでもちょっと御理解をしておってもらいたいと思ひます。いろいろ課題はございますけど、まずは、安芸高田市の現況がしっかりわかっておりませんので、このことをしっかり調査をしたいと思っております。



現在、日本社会には約200万人もの外国人が在住しておると言われています。日本人と同じように働いたり、学校で勉強したりしておられます。昨日の和田議員さんの御質問にもお答えをしましたが、こうした外国人の方も同じ地域の住民としてお互いに認め合い、ともに地域づくりをしていこうというのが多文化共生であります。

平成22年4月1日現在で、16カ国、575人の外国人の方が市内に在住されておられます。約55人に1人が外国人という状況でございます。この状況は増加傾向にあると考えております。

そのため、市といたしましては、人づくり、まちづくりの視点から外国人と市民が共生できる地域づくり、交流のきっかけづくり、外国人の方が安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があると考えております。また、県立大学と官学協働し、中山間地域における多文化共生の仕組みづくりのプロジェクトを立ち上げ、事業の推進を図っていきたいと思っております。

そのプロジェクトの一環として、現在、外国人就労者の暮らしぶりの調査を工業会や商工会に御協力をいただき実施をしておるところでございます。また、この調査をもとに、市民、在住外国人のアンケート調査をも実施し、今後、御質問の事業について、活力ある人づくり、人を生かすまちづくりを基底に置いて多文化共生の推進計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 市長の答弁をいただくと、現状の調査、調査研究となると、次の質問に移ることが非常に難しい状態に入るわけですね。それでは余りにも市長としての多文化共生を言われとる割には余りビジョンがないかなと思ったりするんで、そういうことを言うと失礼に当たるかもわかりませんが、ある程度、10年後はこうするんだというものがあるってやられると、私は想定して、今回の質問に立つとるわけでございます。

よって、今の当市の人口構造の中の問題で、外国人の人口をどのように考えておるか、年々ふえとると言われる中で575を何年後にはどのぐらいにしたいんだという、これは今発表できないなら、また2次長期総合計画の中で話をするとかいう答弁を再度お願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この調査というのは、今、日本、広島県で全然やっていないんですよ。それで安芸高田市も当然やっていない、だから、こういう調査をする。具体的な数字を示すには、こういう調査に基づいてしっかりやらないと県民の方々に、市民の方に失礼だと思っております。

議員御指摘のこういう問題については、感覚的にはお答えができますんで、それはお答えしていきますけど、具体的な関係については、その調査を待ってからということで御理解をしてもらいたいと思います。決

して、今、議員の御質問のことを質問が悪いとか、そういうことじゃございませんので、御理解をしてもらいたいと思います。

調査というのは、広島県にもちょっと聞いたんですけど、広島県は来年度あたりから、そういう多文化共生の課をつくってくるかもわかりませんが、まだ広島県自体も調査をしておりません、把握してません。総体的に何人おるということだけです。だけど、傾向的にはこのことが安芸高田市の将来を支えるためには、この少子化を見た場合に、医療、介護、工業団地を維持するためには優秀な人材が必要だということで御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 私は、市長さんのこの政策に対して共鳴受けて自分なりに一緒にやっていきたいという気持ちもありまして、資料等を取り寄せてみますと、中国人が189人、ブラジルが157人という突出した外国人がおられると。その中で、この施策の中で現状を見ると、将来どこをターゲットにするぐらい私はわかるんじゃないかと思ったりするんですが、そのあたりも市長のほうは全くそういう、この数値を見られても白紙の状態でしょうか、そのあたりを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在の私の頭の中は、情報では多いのはブラジルの人、中国、韓国となっております。そういうとこの方が非常に多いです。ただ、将来的に考えた場合に、例えば、いわゆる中国の方にしても、韓国については、非常に日本に対してのいろんな考え方がございます。歴史的な背景のこともございます。ほんまに手伝ってくれるのは、それじゃあどこかというのもしっかりまだ把握してません。案外ベトナムとか、そういうところのほう日本人に対して好意的かもわからんと。こういうような初歩の段階でございます。だから、今の状況、確かに今来ておられる外国人の方おられますけど、このことがすべてだとは私は思ってません。すべての方々に対して、我が広島県を、安芸高田市を好感的に見てもらえる施策の展開が必要だと思って、今申し上げたわけでございます。概念的には、私もそういう数字はわかっているつもりでございますけど、今の、だからどうかっていうことは、あんまりまだこれからの展開だと思っております。

現在、働く需要と供給の関係、それから工場の需要の関係では、そういうデータが今出ていますけど、将来的に我が安芸高田市を支える優秀な人材が来てもらえるときに、どういう方が来ておられるかというのは、これからも検討していかないけんと思います。

同じ看護師さん来てもらっても、日本の少子化によって、日本の方の看護師さんというのは非常に少なくなってきた、田舎の病院にはもう来ないですよ。県病院とか大きな病院には行くかもわからんけど。もう特

殊出生率が1.0に近いような状況になってくると、半分になると考えて間違いはないです。半分になった場合にどうなるじゃろうかと、こんな田舎に来てくれるんじゃろうかということです。それと、この多文化の人が共生でやっぱり来てもらわないけん。来てもらうとしても、我々、大事な注射を打ってもらったりするわけじゃけね、ちゃんとした人に来てもらわないけん。やっぱししっかりした試験も通ってもらわないけん。来てもらええというもんじゃないんで、この辺のことを他町に先駆けて今しとけば、安芸高田市を支えられる展開は開けてくるんじゃないかという思いで、このたび多文化共生の事業の展開のために組織をつくったわけでございます。

議員御指摘のきょういろいろ御質問がございますけど、そういう御質問に対しても、現段階で答える範囲内は答えていきますけど、定量的にそこらまで検討しては、課題もあるということだけは御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 多分、資料のほうは市長のほうにも行つとると思うんですが、町別に見ても吉田が306人、八千代、甲田、高宮、向原らが大体70から60、美土里町が9人という外国人登録で、16カ国言われましても中国189人筆頭に、ブラジル157、韓国69、あと1人のところがカナダ、オーストラリア、ドイツ、アイルランド、ニュージーランド、英国とかいうところは1人なんですよね。それで、やはり施策としてやられる場合は、ある程度、10年後はこうするんだというものがあって、今、調査言われましたけど、調査内容は現在どういう状況か、今後、議会のほうにもその調査の報告等はどのように考えておられるか、ここであわせて伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私の考えといたしましては、調査もせんこうにビジョンを語っても市民の方に大変失礼になると思って今控えておるところでございます。この調査を踏まえた時期で、いい時期に来年、調査終わった時点で、安芸高田市としてのビジョンを打ち出して、皆さんの御理解を賜ろうと思っております。調査が先決になると思います。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長 調査の内容についてお尋ねでございますが、先般、産業振興部等にお願いいたしまして、安芸高田市の工業会、また商工会等にお集まりの時間をいただきまして、この多文化共生の推進という形でこの調査依頼をお願いいたしました。大体36社ぐらいの工業会等に参加されておりまして、大体外国人の従業員と製造業との雇用されとる方18社ぐらいと見ております。今8社ぐらい、これは直営で職員が参って事情聞き取りという形で、雇用主さんのほうへお願いしております。

内容としましては、労働状況等、また生活状況、交流状況、その他イベント等の参加等のどのような状況かと。先ほど市長が申しましたけれども、まず、この現状というものを安芸高田市内に住んでいただいて、生活者としてどのような状態で生活をされて、また地域の構成員として成り立っているかという、まず調査をさせていただいて、その後の事業計画というように今、諸準備をしているところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 1番目の人口状況とか外国人の予想とかいう、ちょっと対応が質問内容からずれていきよるんで、私のほうからも修整して順番に追っていかなくやいけないと思いますが、それでは、今の1番につきましては、答弁により、そういう形の答弁いただく以上は、私もそう突き詰めても前に進みませんので、2番目のこういう共生社会をつくる上においては、外国人の対応で土日の市役所の対応が必要かと思えます。

それで、3番目に困り事の相談対応というのが、やっぱり言葉の問題があらうかと思うんですが、そのあたりをどのように考えておられるか。これは今の現在でも対応が必要だと思うんですが、そのあたりをどのようにお考えか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 外国人の特別な対応は、現在のところ考えておりませんが、必要があれば今後考えていきたいと思えます。

困り事の相談等につきましては、本年4月から吉田、八千代、高宮、甲田の人権会館と本庁及び美土里町、向原支所に外国人の窓口相談を設置、開設をしたところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 土日の対応については。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど申し上げましたが、特別な対応は現在考えておりませんが、御理解賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 市のほうに届いてないかもわかりませんが、地域で活動する、また教育関係の現場におきましても、やっぱり言葉が弊害になっておるようでございます。その点につきましては、やはり困り事相談の次の問題にしても、大体外国人に対する言葉の表現ですね。何語を使ってやるかということも非常に難しい点もあらうかと思うんですよ。やっぱり今のような施政方針の中にある問題を解決しようとする、優しいいうても対応が

できないようでは優しいまちづくりはできないと思うんですが、今後もう少し困り事相談または弱い立場でおられる方に対して、どのようにお考えか、その対応策はあるのかなのか、伺います。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

我々の情報不足かも知れませけど、そういう土日に対する対応とか、困ったことがあれば、その状態に応じて今後は対応していきたいと思います。

現在、我々の情報で、そういう困ったような情報、ちょっと入っていませんので、こういうことができるだけないように対応していきたいと思います。御理解賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

では、4番目のごみの処理対応ですが、これもやはり観光案内板見ても最近では外国の案内がしてあるように、ごみの問題も非常に外国人は苦手な処理の一つだと思いますが、こういうインフラ整備につきましても対応が必要と思いますが、その点についてのお考えをお聞きします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ごみの対応についてでございます。

ごみ処理の対応につきましては、芸北広域環境施設組合で英語、ポルトガル語、中国語で翻訳をいたしましたごみの分別説明書を作成しております。外国人が登録申請等で来庁される際、窓口で配布しております。

いろいろこれで満遍とは言えませんが、いろんな課題がありましたら、今後とも課題解決に向かってしていきたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

ごみ処理の対応は、地域におかれて住民もおられますので、地域住民のほうにもこういうものを用意しておるということにすれば、またコミュニケーションもとれるかと思っておりますので、そういう配慮も必要かと思っております。

5番目も同じようなことが言えると思いますが、災害避難所についての情報または徹底についてはどのように考えておられるのか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

災害避難所についての情報ということでございます。

私も多文化共生については、安芸高田市に住んでいただいて、生活をともにするという、共生するというところでございますので、現在は外国人ということで特別な情報提供しておりませんが、このことは今後、考慮に入れて考えていきたいと思っております。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 6番に移ります。これも今、細々と言いましたけど、もっと全体的に市と同じ情報を発信しなきゃならないと思いますが、このあたりのホームページの対応はどのように考えられるか、現在どのような状況か、伺います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 多言語化による情報提供につきましては、現在取り組みをしておりません。議員御指摘のように、非常に安芸高田市の中へたくさん住んでおられます。必要性があれば、これからも検討をしてみたいと思います。現在は取り組みをしておりません。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 6番につきましては、できることとできないことがあろうかと思えます。アンケートをとらなくても、もう将来は市長の政策の中に方針を大きく打ち出しておられるわけですから、こういうことは早急に取り組めると思いますので、これは要望し、また実施していただきたいと思えます。  
7番に移ります。外国人の使用料の滞納額はと今後の外国人に対する滞納額に対する対応について伺います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 先ほど議員おっしゃいましたが、できるものについては早急に対応してまいりたいと思えますので、御理解していただきたい。  
外国人の使用料の滞納額、また今後の対応はということでございます。  
外国人の使用料の滞納額、または今後の対応につきましては、部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いします。
- 藤井議長 引き続き、答弁を求めます。  
市民部長 廣政克行君。
- 廣政市民部長 使用料、また税等の滞納のお尋ねでございます。  
使用料につきましては、いろいろ水道料、または下水道、また保育料と住宅関係、また介護保険料等がございますが、使用料につきましては、大体現在26件で72万5,375円、また税関係でございますが、税につきましては市県民税、また固定資産税、軽自動車税が主なものでございまして、大体82件の775万710円と報告を受けております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 その対応は、答弁お願いします。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市民部長 廣政克行君。

- 廣政市民部長　この徴収につきましては、当然、外国人という一つの優良な点はございませんで、一市民、皆さん方と同じような対応をさせていただきまして、鋭意徴収に努力しているところでございます。今後も同一そういった形で進めていきたいというふうに考えております。
- 藤井議長　以上で答弁を終わります。  
16番　入本和男君。
- 入本議員　滞納、使用料は我々日本人にもあるので、外国人だけどうこう言われませんが、しかしながら、比率的には高いものになってるかと思いません。よって、対応につきましては、やはり企業が雇用する場合は、企業の保証人をとるとか、そういう滞納額減するための対応は、やっぱし手段というものをつくらなくてはいけないと思いますが、そういう保証人制度はどのようになつておるのでしょうか。
- 藤井議長　答弁を求めます。  
市民部長　廣政克行君。
- 廣政市民部長　御承知のように、国のほうの入国を外国人の方がされる場合には、大体27項目ぐらい入国の種類と申しますとおかしいですが、それぞれ研修とか就労とか、いろいろございます。就労の方が大体50%弱ぐらい、安芸高田市の場合は住んでおられますけれども、国保等の国保税、医療関係ですが、これにつきましては、日本特有の保険料、それぞれの保険料という形の中で対応していただいておりますが、外国人の方、一つは、そもそも対応としましては、自己責任という形で保険料という考え方がちょっと違うところがございます。雇用の体系で申しますと、派遣等いろいろ派遣の方の雇用されとる方もおられます、特別徴収と申しますのは、これは企業のほうが従業員から徴収して、その徴収したものが市のほうに入るわけですが、ただ、そこらの手続等がなかなか難しいところもあるように思います。そこらは議員仰せのとおり、それぞれ本市だけの問題ではないと思っておりますし、そこらは他の市、町等も勉強させていただきまして、今後のそういった形をある程度の見きわめたものをしてまいりたいと、このように考えます。
- 藤井議長　以上で答弁を終わります。  
16番　入本和男君。
- 入本議員　きょうは滞納を議論するつもりはありませんので。しかしながら、地域住民と生活していく上においては、滞納というものは非常に市民にとっては不公平感がありますので、今後、企業との取り組み等を考えられまして、保証人となすべき徴収方法を考えていただきたいと思います。  
8番に移ります。外国人を市の職員として将来雇用する考えがあるのか、その点について伺います。
- 藤井議長　答弁を求めます。  
市長　浜田一義君。
- 浜田市長　外国人を市の職員として雇用の考えはあるかとの質問でございます。昭和28年、1953年に内閣法制局が示した行政実例及び判例等によると、

公権力の行使または国家の意思の形成への参画に携わる公務員になるためには日本国籍を必要と解すべきであるとされております。

このため、本市の職員採用資格試験のうち、事務職等は公権力の行使等に携わる公務員に該当するとして、日本の国籍を有しない者には、職員採用資格試験を受験できないこととしております。

一方で、現業職、看護師等の職種につきましては、公権力の行使等に携わる公務員に該当しないとして、日本国籍を有しない者にも受験資格を認める地方公共団体も存在をしております。

本市におきましては、現在進めております行財政改革の一環として、公権力の行使等に携わる公務員以外の職員については、民間委託等が可能な分野として採用を行っておりませんが、今後、採用が必要な場合は、他の自治体の例を参考に検討してまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 市長も多文化共生という大きな題目を設けられた以上は、やはり外国人の方が窓口におられて困り事相談とか、通訳的なことは当然必要と思います。そのためには、派遣職員、事業団を活用した派遣職員等の考えがありますが、現在でも学校にも英語教師等がおりますしね、それは公務員ではありませんが、そのあたりを含めても、やっぱり臨機応変に市長の判断で共生文化をやっていくためには、こういう考えも必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ともに共生するためには大変必要だと思いますけど、現段階では課題として今受けとめておきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 事業団活用の派遣職員等も考えないということで理解してよろしいんですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 職員採用という見地から今申しましたんで、そういう事業団とか採用、特に現業職についてはそこらが中心的になってくるんで、今やるとかやらんとか申しませんが、大きな課題として前進ある課題だと思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 本来なら派遣職員、事業団活用し、外国人を活用して受け入れ体制、生活しやすい窓口をつくるというふうに、必要なほうから答弁いただきましたかったんですが、9番に移ります。

現在、国際結婚の状況は大体どのような状況にあるのか、伺います。



- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 現在、私のほうに国際結婚の状況につきまして、合併来21年度末までに32組の報告を受けております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 年齢別人口構成を見ると、25、30というのが非常に130、260、40代まで含めると377名おられるわけですが、今後、国際結婚も共生ということになればふえるのではなかろうかと思いますが、国際結婚についての、今、安芸高田市では結婚アドバイザーがおられますが、そこらとの含みはどのように考えておられますか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 安芸高田市は、非常に今、未婚率の多いところでございます。結婚につきましては、現在、結婚サポート事業という事業の展開を行っておりますが、私、個人的に考えますと、外国の方々の結婚も安芸高田市を将来的には助けていただけねばならないと思っております。  
この問題につきましては、真剣には議論したことはないんですけど、当然、日本のサポート事業と同じように同等な扱いをしていくべきじゃないかと今思っております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 10番に移ります。外国人との共生内容を地域にどのような方法で知らせるかというわけですが、やはり共生するためには、地域住民も市長の方針を理解しなきゃいけないというふうに思いますが、そういう中で、どのような形で将来に向かって共生のマニュアルとかいいますか、特に多い地域住民とか、住所もわかると思うんですよね、この登録しておられるところはですね。そういうところに対しての、やはり市長の政策の理解が得られないと、なかなか共生いうても難しいと思いますが、そのあたりをどのような方法でやられるのか、伺います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 外国人との共生内容を地域にどのような方法で知らせるのかということでございます。  
現在、地域振興会、工業会、商工会の団体に趣旨の説明をしているところでございます。また、冒頭申し上げましたように、アンケート調査の結果など、広報、ホームページを通じて、これからも情報提供して考えております。  
地域行政懇談会、支所別懇談会とか、嘱託員会議とか、あらゆる場を通じまして、このことは市民に訴えていきたいと思っております。  
具体的な内容につきましては、この調査が終わった後、基本計画をつ

くりますので、その時点でまた市民に徹底して追求していききたいと、かように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 今回のアンケート調査の結果を報告するわけですが、このたびの7月には当然間に合わないですね。そのあたりを伺いたいんですが、この状況を具体化したものがやっぱり第一歩を間違えるとなかなか受け入れが難しくなるかと思えますので、そのあたりの具体的な実施計画があれば教えていただきたいと。

○藤井議長 答弁を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長 先ほど市長が再三申し上げておりますけども、実際、本年度から人権多文化共生推進室を設けました。本来から安芸高田市として市民の交流されております地域の構成員、また生活者として、安全・安心に暮らしていただくにはどうしたらいいかというのを今から基本的に考えていくということであります。そのためには、それぞれ工場で働かれる従業員の方々、また永住されているの方々、それぞれ環境も違っておりますので、まずは工場の雇用主の方からそれぞれの先ほど申しましたような事情調査をさせていただき、またその後、本人のそれぞれの方と外国人の方の意見等もお聞きして、またそこらのほうをまとめて、この計画と安芸高田市としての方針等も考えてまいりたいと、このように考えております。

御承知のように、予算も4月には計上しておりませんが、9月には何らかのこうした一つの事業計画等も考えて、また補正等お願いしていききたいと、このように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 私一人の思い込みがあって、物事がどんどん進んどうように思っておりますが、当初の市長の答弁にありますように、現在、ワンステップを踏んだような状況で、時には今のよう形で答弁いただけないこともあるわけですが、広報紙に出た以上は、やっぱり地域としても何らかの形で地域交流をやりたいんですが、市はだいしょう援助してくれるんかいなとか、通訳でもまわしてくれるんかいなとかいう、そういう交流計画を立った場合、支援の形としては市は何らかの形をとられるのか、いや、ことしは全くないと言われるのか、そのあたりについて伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 交流計画でございますけど、今、担当課とお話ししてまして、お祭りとか地域の行事に対する外国人の方々の参加でございます。こういうものについては積極的に支援をしようじゃないかということにしています。今の人権検討委員会とか、地域の振興の会議等には、このことは優先

的に企画に盛り込んでくれと、それで、そのことに対する財政支援については今後考えていくという回答をしておるところでございます。

今度、さっき部長が今後、予算計上させてもらおうと言いましたけど、今後の祭り状況については、どういう中身でやるかということの理解が得れるならば、そういう支援もしてまいりたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 10、11は同等のような形で、やはり施策として出された以上は、広報紙に流れた以上は、何らかの私に対応は必要だというふうに思っております。やはりそういうことを意識を持った人も地域にはおられると思いますので、こういう御相談があったときには、まだ考えとらんじゃなしに、何らかの形で支援をしていただくような形を、現在では人権推進室のほうが今のようにリーダーをとっておるようでございますので、振興課とは違うかと思いますが、幅広い多文化共生は課にまたがると思いますので、その点の支援もある程度、部下のほうに通達しとっていただければありがたいかと思っております。

12番に移ります。外国人の雇用の企業との連携、支援策はあるのかというわけでございますが、先ほど申しましたように滞納額等の問題とか、また国際結婚とか、また地域のコミュニケーション、いろいろな地域の、市のイベント等の問題があろうかと思いますが、その中に安芸高田市国際交流協会というのがありますよね。これの位置づけが非常に現在薄いような気がするんですよ。名目は非常に大きな問題がありまして、例えば後に出てきます国際交流のときにはあいさつ要員で来とられるようでございますが、事業としては非常に少ないように聞いております。そのあたりも含めて、やはりそういう組織があるわけでございますが、そのあたりとの連携も私は必要ではないかと思っておりますが、その点について伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 最初に、外国人雇用の企業との連携、支援対策はあるのかという御質問でございます。

外国人雇用の企業との連携、支援の対策はございますが、企業との連携につきましては、先ほど申し上げたとおり、外国人就労者の暮らしぶり調査を工業会や商工会に御協力をいただき実施しておるところであります。

今後、企業との連携、支援について必要な事案が生じれば、その都度、検討をしてみたいと思っておりますが、現時点では具体的な考え方は持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

また、国際結婚につきましては、現在のところ要望しておりません。

それから、既存の国際交流協会でございますけど、これをつくられた趣旨等、現在の多文化とは似通ったところでございますが、事情、中身も

違いますんで、今後この協会とは話し合いを持ちながら、方向性をまた出していきたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 私も偶然、安芸高田市国際交流協会の総会に出席する機会がありましてしたんですが、やはり非常に会長さんは国際的交流について前向きでございました。よって、今の市長の答弁では、余りちょっと趣旨が違うと言われたんですが、やっぱり国際交流ということになると、ここを外すわけにいかないと思いますし、ここらとも綿密な連携をとりながら、組織の充実と共生文化の共生についても当然必要な協会だと思いますので、再度そのあたりの今後の扱いといいますか、連携といいますか、そのあたりを、現在、交流協会の予算は5万円ぐらいじゃなかったかと思うんですが、そのあたりも含めて、今後ある程度のは国際交流協会のほうに委託してでもやってもらうことができるかもわかりませんし、そのあたりの考え方について再度伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど申しましたように、国際交流協会とは接触を今してないんで、今後、会いまして、そういう接点があれば、そういう協力をまたお願いしていきたいと思いますんで、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 13番に移ります。外国人の住宅支援の内容は、現在ないと伺っておりますが、民間による住宅数はふえておるわけなんですよ、人口減っても。そうすると高齢社会になって、市長の書いておられます介護とか市民総ヘルパー構想の中には、できたらひとり暮らしのところに下宿していただければ、若者夫婦が来て、非常にめでたしいということも中には1件か2件ぐらいあろうかと思うんですが、そのときの支援というものが多少市のほうがバックアップしないと、保証人になるとか、金銭的な面でなくて、やっぱりそういう不安を取り除くためにも支援が必要だと思いますが、その点について伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 外国人の住宅支援の内容はという御質問でございます。

現在、外国人の住宅支援、また民間による下宿等の支援につきましては、特別な支援対策はしておりません。しかし、将来調査の結果、今後こういう支援対策についてどういう手法があるのか、また検討はしてまいりたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 今の民間による下宿等は、非常に高齢者には不向きな施策かもわかり

ませんが、しかしながら、中にはそういう方もおられるかも知りませ  
んし、ましてや田舎の方は大きな家に住んで、夫婦2人しか子どももい  
ないという状態の中で、今のような派遣社員は大体3年ですよね、27項目  
のありました中でも、種類に見れば3年とかいう短い期間があります。  
そういう人をやはり案内してあげることによって、地域との触れ合いも  
できますし、高齢者の、また退職された後のスローライフの方にも、あ  
る程度興味持たれる方もあろうかと思えますので、そのあたりも今後研  
究していただきたいと。また、空き家対策、全面的に貸すというのは難し  
いかもわかりませんが、やはり住宅もてんでんばらばらにするのもいい  
ですし、ある程度、方向性をまとめてエコノミー住宅のようにまとめて  
やるのも一つの方法だと思いますが、現在その内容については検討を今  
後にされると思いますので、そこらを含めて検討をしていただければと  
いうふうに思っております。

14番目に移ります。外国人に日本語教育と子ども教育の対応はとして  
おります。

これについて、既に教育委員会のほうから答弁いただいておりますが、  
質問として伺います。

○藤井議長

答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

外国人への日本語教育と子どもの教育への対応について御説明を申し  
上げます。

まず、在留外国人に向けた日本語教室につきましては、平成22年度の  
国際交流事業において、現在クリスタルアージュにおきまして、毎週水  
曜日、午後7時半から日本語教室を開催をしております。

クリスタルアージュ以外での実施につきましては、講師の関係で、現  
在、安芸高田市国際交流協会などと協議を進めておるところございま  
す。早急に打ち合わせを完了し、早いうちに拡充を図ってまいりたいと  
考えております。

次に、外国人の子どもの教育につきましては、日本語がわからない児  
童生徒が年度当初から複数名在籍する場合には、県費負担教諭の加配措  
置により日本語指導を行っております。また、年度途中で入学があった  
場合には、県費負担非常勤講師によりまして日本語指導学級を開設し  
るところでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

答弁の中にも前回ありましたように、吉田町では中学校と小学校には  
加配でやられておると、県費で。その県費のときはよろしいんですが、  
県費が外れるということはないんでしょうか、そのときの市の対応はど  
のようにされるんでしょう。

○藤井議長

答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

- 佐藤教育長　今の質問でございますけれども、県費は、これは過去の児童生徒、それから現在の児童生徒を見て、県の教育委員会が配置をしてくれるわけでありまして、吉田の中学校、あるいは吉田の小学校のように、かなりの人数がおるような場合には、これまでは継続して配置をしてもらっておりますが、もし県費負担の教諭の加配措置がないという場合には、非常勤講師の措置について、県の教育委員会のほうへお願いをして配置をしてもらいたい、このように思っております。
- 藤井議長　以上で答弁を終わります。  
16番　入本和男君。
- 入本議員　今のように子どもさんの教育にとっては、やはりいじめの対象にもなるかと思っておりますので、言葉の不都合で。そのあたり、最悪の場合は、県費が外れた場合は、市の応急処置ということも対応するぐらいの意気込みが、学習補助員をつけとるように、市の単独、こともないと、住みやすい外国人の地域はつくれないなというふうに思っておりますので、その点の御配慮をお願いしたいと思っております。  
15番に移ります。現在、国際交流が行われているニュージーランドとシンガポールの交流についての今後の考えについて伺います。
- 藤井議長　答弁を求めます。  
教育長　佐藤勝君。
- 佐藤教育長　現在、青少年の国際交流事業におきましては、ニュージーランドとシンガポールの姉妹校2校と相互交流を行い、市民を対象とした国際交流事業においては、姉妹都市であるニュージーランド、セルウィン町と相互交流を行っております。  
特に青少年を対象にした国際交流事業につきましては、これからの国際化社会の中で活躍できる人材を育成していく上で、意義のある事業であると考えております。しかしながら、限られた生徒のみが参加するという状況を考えましたときに、今後の行財政改革の中で事務事業の見直しがされるということから、慎重に検討をしてみたいと考えております。
- 藤井議長　以上で答弁を終わります。  
16番　入本和男君。
- 入本議員　姉妹都市縁組というのは、教育委員会は市の方向性によって受けてやっておられるというふうに。そうすると市長さんのほうの政策の上での考え方が大事だと思うんで、市長さんのほうはこの交流は、できたら安芸高田市からニュージーランドへ定住して1年、2年というような話をちょっと聞いたことがあるんですが、逆のケースがあるような状況もあればいいと思うんですが、そういう交流ですね、そのあたりも含めた考え方があるのかどうか、その点について伺います。
- 藤井議長　答弁を求めます。  
市長　浜田一義君。
- 浜田市長　国際交流というのは多文化共生は異なると冒頭申し上げましたように、

この国際交流についても引き続き持続していきたいという考えでございます。

そのためには、先ほど議員が御指摘のように、こっちからも向こうからも、うちのできるだけ多くの市民の方々が交流できることの仕組みを考えていきたいと思えます。

先般、教育長のほうに学校の派遣にいたしましても、各地を満遍なく生徒に行かそうじゃないかというようなことも指示したわけございまして、こういう子どもたちの学力向上とか、そういう見地からしっかりとこれからも続けてまいりたいと、かように思っていますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番に移ります。国際交流における将来に市の職員の派遣の考えはあるのかということをお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 現在、青少年の国際交流事業につきましては、派遣団として市内の中学校の教職員を引率として同行をさせて勉強もさせて帰っております。市民を対象といたしました国際交流事業におきましては、教育委員会関係だけでなしに、市民の市の職員の中から希望があればその人にも行っていただいて、国際交流としての一員としての仕事を果たして帰ってもらいたいと、このように考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 ちょっと質問内容が悪かったかもわかりませんが、17番につながる問題でもあるんですが、結局、今後、国際交流、また多文化共生を図る場合には、やはり市の職員も異文化の体験をするという必要もあろうかと思うんですね。シンガポールとかニュージーランドでは、引率の方が長年続けられておりますので文化等もある程度理解できると思えますが、私は将来に向かっては、やはり中国というところをターゲットに、市長はされるかどうか、私は中国と想ったりするんですが、ターゲットにする場合には、そういうとこと姉妹縁組といいますか、町でもいいですから、そこに職員を派遣することによって、その異文化を学び、それからこちらの交流することによって17番につながるそこでの交流による観光、または農産物の物流等に発展するのではなからうかと思ったりするんですが、16と17がちょっと私は一括にして考えてみたい部分があるんですが、そのあたりは市長さんはどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 国際交流につきましては、そういうチャンスがあれば職員の引率とかでチャンスを与えておるわけでございますけど、議員御指摘のように、

多文化共生という見地からもこれは必要だと思っています。

本格的にこれをやっていこうと思うたら、例えば中国と韓国につきまして、宗教とか文化とか、生活環境とかは生に知らないと本当の意味の共生できないと思っております。そういう意味でも、今後、職員の出張とか調査はあり得ると思っております。

このことに関しましては、実は先ほど県立大学の産官学におきまして、大学のほうでもこういう分野については少し研究してみたいという御提案もいただいています。

いずれにいたしましても、現在、我々が見えてることだけは非常に多文化の共生は難しいんで、我々がじかに行って、それからまたいろんなことを聞いて、宗教的とか文化的感覚が日本と若干ずれもあると思えますんで、この辺は理解をしながら本物の多文化共生に結びつけていきたいと、かように思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 市長さん、現在、中国で世界の企業並びに有数なものが、万博等ありますが、議会とすれば視察は海外が禁止されとるわけですが、本来なら今回特別として、そういう世界が身近な中国に来るとするものは、やっぱり現地に行って目にすることは、視察するということは非常に勉強になると思うんですが、そのあたりは市長として万博に視察さず考えはあるかないか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ私の権限行為かようわかりませんが、個人的には大賛成ですね。まずは、どういう目的で行って、どういうことの役割があるんだということをしてもらうんだったら我々も大いに賛成していきたい。

それで、先ほど職員とおっしゃいましたけど、議員の方々は政務調査費使えるかどうかわかりませんが、こういう勉強をしたので、おい、市長、こうなるとと、文化に対する考え方、宗教に対する考え方、こうなるととというのを教えてもらいたいですね。やっぱり一緒になってこのことをしないと、我々、非常に職員も、私、全然、他に事例のないことを言いよるわけですから、お互いを見て、いいところはカンニングしながらやっぱりやっていきたいんで、議員さんおっしゃる、議員の方々が外国旅行とおっしゃる、我々が協力できるんだったら、制度改革ができるなら協力はしていきたいと、かように思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 今の万博につきましては、一方通行ではいけないので、市長さんのほうも英断を下されて、この多文化共生というものをうたったら、世界の人が集まるとるわけなんで、一目瞭然体験でき、また産業とか文化とか、いろんなものが勉強できる機会がなかなか身近にないわけでござい



ますので、議会のほうも何とか私も活動して、政務調査費の活用で目的をはっきりしたビジョンを持って取り組んで提案してみたいというふう  
に思っておりますので、できたらこの問題を、多文化共生の題目の中にも  
ありますように、一緒に勉強しに行つて、それを今後の活性化に生かせ  
ればというふうに私自身は思っております。

18番に移ります。多文化共生社会の構築による財政支援と申しますか、  
やはりある程度のこういう大きな事業を起こす場合には、財政支援が必  
要と思います。

この財政については、現在、予算化もされてないというのも事実でござ  
いますが、今後はどのような財政をもって運営していかれるか、伺うも  
のでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 多文化共生社会の構築による財政支援の考え方でございます。

冒頭申し上げましたけど、多文化共生社会の構築のための実態把握、  
調査を行っているところでございまして、現在のところ、大変申しわけな  
いんですけど、そういう予算を計上してないのが現状でございまして。し  
かしながら、今度の市民の方々の祭りへの参画とか、そういう多文化共  
生の講習会とか、こういうできるものについては、今度、早急にその調  
査を踏まえながら予算化し、皆さんの御承認を願うと思っておりますので、よ  
ろしく御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 当初から質問で私もつまずいたわけですが、私も多文化共生  
については将来に必要な政策と思ひ、市長さんとの思いが一致したいう  
形で質問項目を設けて、私なりに質問したわけですが。

よつて、決してこの問題を足元に置かず、やっぱし外国人は安芸高田  
市は住みやすいよと、当然、住民も住みやすうなくてはなりません、  
そういう外国人を雇用したい企業が移転してくれるような環境をつくる  
とか、それから住みやすい住宅施策、それから人口が増加することによ  
つて、やはり商店街とか消費が伸びますし、地域に人影、子どもさんが  
あれば活性化します。よつて、研修生等が帰つても日本はいいよと言え  
るような環境づくりが私は必要だというふうに思っております。

その点については、将来に向かつて第一歩を踏み出されたわけですが、  
国や県に関してはやっぱしタブーなことがたくさんあると思  
うんです。しかしながら、そこは行動力のある市長さんが突破されて、  
ある程度、職員が動きやすいようにするということが、これが言い方は  
悪いかもわかりませんが、大きな意味では税の管理を市のビジネスとい  
うふう置きかえることは十分できる施策だというふうには私は認識して  
おります。

よつて、この多文化共生の成功する上において、我々もともに勉強し

ましたことを提案しながら今後もやりたいと思いますが、ビジネスと言  
い方の表現は悪いと思いますが、タブーに向かって市長さんが行動され  
ることが、やっぱり今一番大きな、初めてということで実例がないとい  
うことは市長さんがつくられるわけでございますので、そのあたりの最  
後にまとめとして意気込みを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 冒頭失礼なことを申したかも知れませんが、議員さん方の、特に  
入本議員さんのこの多文化共生に対する御理解だったものと理解をして  
おります。

このことは決して私がほらでも何でもなく、この将来的な安芸高田市  
を支えるためには絶対にこれは必要なことでございます。皆さん、議員  
さん、市民一丸となって、このシステムを構築することによって、この  
安芸高田市が生き残っていけると思っても過言でないと思っております。  
しっかり我々も頑張りますので、議員の方々、市民の方々にもしっかり  
応援をしてもらいたいと思います。きょうはどうもありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

以上で入本和男君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

議事の都合により、明日から6月22日まで休会とし、次回は6月23日午  
前10時に再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 3時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員